

# 障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成26年3月7日(金)

社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室



## 目 次

1	地域生活支援事業の円滑な実施等について	1
2	障害者の社会参加の促進について	10

### ○資料

1-1	地域生活支援事業実施要綱新旧対照表(案)	25
1-2	地域生活支援事業(必須事業のうち3事業)の実施状況	46
1-3	各事業の実施状況【都道府県別】	
	・移動支援事業	47
	・コミュニケーション支援事業	48
	・地域活動支援センター基礎的事業	52
1-4	「平成25年度版障害者白書(抜粋)」	53
1-5	地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況	54
1-6	四日市市失語症会話パートナー派遣事業について	55
1-7	要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況	56
1-8	ストーマ装具の呼称に関する要望	57
1-9	難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の 日常生活用具と補装具の関係	58
1-10	地域活動センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方	59
2-1	聴覚障害者情報提供施設設置状況	63
2-2	身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱(案)新旧	64
2-3	視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要	66
2-4	手話奉仕員及び手話通訳者養成講座の新テキスト 及び定価について	67
2-5	障害者IT総合推進事業都道府県別実施状況(平成24年度)	77
2-6	避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・ コミュニケーション支援について(例)	78
2-7	平成26年度内閣府防災部門予算案	79
2-8	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の実施状況について	84
2-9	盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について	85
2-10	障害者スポーツの支援体制について	91
2-11	第14回全国障害者スポーツ大会(「長崎がんばらんば大会」)概要	92
2-12	第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の概要	94

2-13	障害者文化芸術活動支援事業の概要 .....	95
2-14	国際障害者交流センターの概要 .....	96
2-15	手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数 .....	98
2-16	身体障害者補助犬法の概要及びリーフレット .....	99
2-17	身体障害者補助犬法の広報活動及び担当窓口の活動について ...	104

## 1 地域生活支援事業の円滑な実施等について

### (1) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は、各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。各自治体においては、このような特性を踏まえ、引き続き、効果的・効率的に事業が展開されるようお願いする。

### (2) 平成26年度予算案について

#### ア 平成26年度予算案について

移動支援や意思疎通支援など障害者及び障害児の地域生活を支援する事業について、市町村及び都道府県において実施するための予算462億円を確保し、精神保健福祉法の一部改正等、個別補助事業からの移行などを踏まえ、以下の事業メニューを追加・拡充する。

具体的な事業内容については、参考資料として掲載している「地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）」を参照されたい。

#### (資料1-1) 地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

(参考) 平成26年度追加・拡充する事業（案）

##### 【市町村地域生活支援事業（任意事業）】

##### ○相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

- ・医療保護入院者の地域生活への移行を促進するため、相談支援事業所等における精神科病院からの退院支援体制の確保に要する費用の一部を補助

##### ○障害者虐待防止対策支援

- ・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を補助

##### 【都道府県地域生活支援事業（必須事業）】

##### ○精神障害者地域生活支援広域調整等事業

- ・精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整（※）、アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援、災害派遣精神科医療チーム体制の整備（※）など ※は指定都市を含む。

##### 【都道府県地域生活支援事業（任意事業）】

##### ○強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業

- ・強度行動障害等に対応するため、適切な個別支援計画を作成できる職員を育成する

ための専門的な研修

○精神障害者関係従事者養成研修事業

- ・精神科訪問看護従事者に対する研修、アウトリーチ関係者に対する研修、かかりつけ医等に対するうつ病に関する研修（※）など ※は指定都市を含む。

○発達障害者支援体制整備（再編・拡充）

- ・発達障害者支援センターの機能強化として、市町村や事業所等への支援、医療機関との連携や困難ケースへの対応等を行う発達障害者地域支援マネジャーを配置する経費を補助

○障害者虐待防止対策支援

- ・障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る事業に要する費用を補助

## イ 平成25年度財務省予算執行調査結果への対応について

平成25年度財務省予算執行調査の結果を踏まえ、以下のとおり対応することとしたので、管内市町村に対し周知方お願いします。

### (ア) 事業メニューの見直し

実施が低調な市町村任意事業メニューを国庫補助対象外とする。今後も事業の実態等を踏まえ、事業メニューの見直しを実施する予定である。

#### 【平成26年度の対応】

直近(平成24年度)の市町村任意事業の実施率(全国の市町村数に占める実施市町村数の割合)10%未満で、且つ、過去3年度(平成22～平成24年度)の推移も10%未満であった以下の事業メニューを国庫補助対象外とする。

- ・身体障害者自立支援
- ・福祉機器リサイクル
- ・生活サポート
- ・施設入所者就職支度金給付

### (イ) 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の策定と効果的・効率的な取組の推進

本調査結果において、「計画が未策定の自治体が存在」、「適切な計画を立てつつ、コスト削減に努めるべき」旨の指摘を受けたところである。

また、これまで市町村・都道府県の障害福祉計画に定めるよう努めることとなっていた「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」については、平成25年4月施行の障害者総合支援法第88条第2項第3号及び第89条第2項第4号の規定により、必ず定める事項となったところである。

以上を踏まえ、平成27年度を初年度とする第4期障害福祉計画を策定する際には、「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」を必ず位置づけ計画後も漫然と事業を継続するのではなく事業の必要性・効率性を定期的に点

検して効果的に事業を展開されたい。

追って、第4期障害福祉計画策定に向けた国の基本指針が今後示されることとなっているが、これと併せて地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成に関する通知を発出することとしている。

(参考) 財務省予算執行調査結果 (財務省資料より抜粋、詳細は財務省ホームページ参照)

【調査の視点】

1. 各補助メニューの実施率

本事業は、法改正、制度改正などに伴い、毎年度事業メニューの追加が図られている一方、事業メニューの見直しは補助金創設 (H18年度) 以降されていないため、自治体の実施率を確認し、自治体や利用者のニーズを反映できているかについて調査。

2. 地域生活支援事業にかかる計画の策定、コスト削減の取組み

本事業の実施に際し、計画性ある取組みが推進されているか、コスト削減に取り組んでいるかについて調査。

⇒ 実施主体である都道府県、市町村のうち、調査対象を東日本大震災被災3県 (岩手、宮城、福島) を除く都道府県 (44団体)、各都道府県の人口規模別上位2割の市・町村を抽出 (330団体) し、書面調査を実施。

【今後の改善点・検討の方向性】

1. 事業メニューについて

実施率の低い事業が多く存在している状況等を踏まえ、厚生労働省においてそれぞれの事業の実態をよく把握し、利用者ニーズ等を的確に把握した事業となるよう、必要な見直しを行うべき。

2. 地域生活支援事業にかかる計画の策定、コスト削減の取組みの推進

計画が未策定の自治体等が存在するが、事業の実施に当たっては、効率的な実施が図られるよう、適切な計画を立てつつ、コストの削減に努めるべき。

### (3) 地域生活支援事業の今後の方向性と補助金の配分方法について

#### ア 今後の方向性について

障害者総合支援法の施行に伴い、法の理念である共生社会の実現に向けて必須事業を追加し事業の充実を図ったところである。法施行後は、①実施体制の確保、②事業内容の充実により、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とする。

#### イ 補助金の配分方法について

地域生活支援事業の今後の方向性を踏まえ、必須事業の実績等を最大限配慮することとする。

### (4) 特別支援事業の取扱いについて

地域生活支援事業費補助金においては、必須事業の実施が遅れている地域への支援や実施水準に差が見られる事業への充実を図るために、特別支援事業として優先的に財政支援を行っているところであり、昨年度に引き続き、活用願いたい。

特に、平成25年4月の障害者総合支援法施行に伴い新たに市町村必須事業に位置

づけられた「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」及び「成年後見制度法人後見支援事業」については、事業の早期立ち上げを支援しているので留意されたい。「理解促進研修・啓発事業」の実施にあたっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマーク（「平成25年度版障害者白書（抜粋）」参照）の紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施することも検討されたい。

なお、具体的な取扱いや各自治体からの協議の進め方については、予算成立後にお示しすることとしている。

（資料1-2）地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況

（資料1-3）各事業の実施状況【都道府県別】

（資料1-4）「平成25年度版障害者白書（抜粋）」参照

#### （5）地域生活支援事業実施要綱の一部改正内容について

地域生活支援事業実施要綱については、現在、参考資料に掲載した前記「（2）平成26年度予算案について」を踏まえた改正を予定している。この一部改正案については、予算成立後、速やかに発出することとしている。

（資料1-1）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

#### （6）地域生活支援事業の適正な実施について

##### ア 事業者に対する計画的な指導の実施について

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、昨年の主管課長会議以降も、移動支援事業、日常生活用具給付等事業及び地域活動支援センター機能強化事業等において事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。引き続き、事業者に対し計画的な指導・点検をお願いしたい。

##### イ 地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業について

地域生活支援事業費補助金の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱において次のように明記している。

###### 【地域生活支援事業実施要綱（抜粋）】

###### 6 留意事項

（4）次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち、交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

しかしながら、一部の市町村においては、

- 交付税措置されている地域活動支援センターの基礎的事業を「その他の事業」に位置付けている
- 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」や「その他の事業」に位置付けている
- 電話の通話料金や補装具の利用者負担を助成する事業を「その他の事業」に位置付けている
- 他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としているなど補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去において見受けられた。

各市町村及び都道府県においては、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認していただくよう、引き続きお願いする。

#### ウ 障害特性に配慮したサービス提供の推進について

関係団体から、事業者との契約において契約内容を点字もしくはテープ等で提供するなど、障害特性に配慮した取組みを推進してほしい旨の意見が寄せられている。各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

#### (7) 地域生活支援事業における利用者負担について

平成22年4月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについても、これまでの課長会議等においても検討をお願いしてきたところである。

また、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の成立により、平成24年4月から、負担能力に応じた利用者負担とすることが法律上も明確化されたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いも踏まえ、地域生活支援事業に係る負担能力に応じた利用者負担について検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

(資料1-5) 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況

(平成25年度)

## (8) 移動支援事業について

### ア 効果的・効率的なサービス提供について

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や利用についての意向等を十分に把握した上で適切な利用時間を設定するなど、サービスを真に必要とする者に適切に提供されるようお願いしたい。

また、実施要綱において示しているように、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとするなど利用者の利便性に配慮するとともに、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについてもお願いしたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、活用を図られたい。

### イ 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業について

視覚障害者移動支援事業従事者資質向上研修事業については、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用についても検討されたい。

## (9) 意思疎通支援の強化等について

### ア 意思疎通支援事業について

意思疎通支援事業については、法律上、地域生活支援事業の必須事業として、全市町村で実施することになっているが、市町村全体の実施率は、76%（平成25年3月31日現在）となっている。

また、主な事業ごとの実施率は、手話通訳者派遣事業は74.7%、手話通訳者設置事業は30.8%、要約筆記者派遣事業については51.7%という状況であった。

既に周知のとおり、平成25年度に施行された障害者総合支援法の地域生活支援事業において、意思疎通支援の強化を図っているところである。その改正点等については、以下の厚生労働省ホームページにおいても周知を図っているところであり、参考にしていただきたい。

【URL】 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sanka/shien.html>

意思疎通支援者を行う者の派遣事業については、昨年度末に都道府県等にお示ししている「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成25年3月27日障企自発 0327 第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、各自治体において適切に実施していただきたい。

また、意思疎通支援を強化するために、意思疎通支援を行う者の派遣、養成及び設置において充実を図った場合等には、地域生活支援事業の特別支援事業である「意思疎通支援従事者ステップアップ研修事業」、「意思疎通支援従事者養成研修促進事業」及び「意思疎通支援充実強化事業」において、優先的に支援することとしている。

また、平成24年度から社会福祉法人全国手話研修センターにおける手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修を全国8ブロックで実施できる体制を整えたところであり、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしてきたところである。

今後、特別支援事業の具体的な取扱いについては、別途お示しすることとするが、社会福祉法人全国手話研修センターにおける現任研修については、平成26年度も引き続き実施するので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

## イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努めること。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、円滑な事業の実施に努めること。
- また、例えば要約筆記一つにしても、話の内容の全てを知りたいというニーズや、話の要点のみを知りたいというニーズなども考えられるため、状況に応じた実施方法の検討に努めること。
- なお、意思疎通を図ることに支障がある、あらゆる障害者に対する支援が可能であるため、知的障害、失語症、高次脳機能障害、重度の身体障害者など意思疎通が困難な者に対する支援についても意思疎通支援事業で実施可能であり、事業実施について配慮されたいこと。

（資料1－6）四日市市失語症会話パートナー派遣事業について

- 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること。

具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について必須事業として行うこと。

- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたい。

#### ウ 要約筆記者の養成及び派遣について

要約筆記者派遣事業については、奉仕員養成事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者を派遣することとしていたが、平成23年度から新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成、派遣することとなったところである。

なお、平成25年度からは、要約筆記者を派遣する事業については、原則として要約筆記者を派遣することとしているが、要約筆記者と同等と認められる要約筆記奉仕員（市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者）も当面、派遣することができることとしている。（手話通訳者の派遣についても、同様の取扱いとしている。）

また、平成26年度予算案においても引き続き社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に未参加または参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者については、各都道府県等における養成研修事業の指導者として、積極的に活用していただきたい。

（資料1－7）要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

#### エ その他

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の検討規定では、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について、施行後3年を目途に見直しの検討を行うこととされており、今後、障害者及びその家族等の意見を反映させるための必要な措置を講じつつ、検討を進めていくこととしている。

### (10) 日常生活用具給付等事業について

#### ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等について

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成24年度実績はほぼ100%の実施率に達している。

本事業については、地域の特性や利用者の状況などに応じて柔軟に事業を実施できる仕組みとなっていることから、市町村においては、引き続き各地域における障害者の実情等を十分に考慮し、国から以前示された参考例にとらわれず、地域の障害者のニーズを十分に踏まえ、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願

たい。

また、本事業については、事業費が年々増加傾向にあることから、安定した事業運営を図るためには事業実施上の効率化が必要となっているため、市町村においては、過去に国が定めた価格や方法にとらわれることなく、例えばスチーム装具の購入価格につき複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するなど、より効率的な事業の執行に引き続き努められたい。

また、スチーム装具の支給に関して複数の自治体から不適切事例の報告があった。いずれも、使用実績や納品状況を確認しないまま業者の請求に応じた支払いをしていることが原因と史料されるので、スチーム装具、紙おむつ等の継続的に支給する種目は、使用実績と納品状況の抽出調査を行うことをはじめ、より実態を踏まえた支給となるよう手続きを検討するなど、適切な事業の執行をお願いしたい。

また、スチーム装具について、申請者への配慮のための団体からの要望を踏まえ、申請窓口や支給決定通知書に蓄尿袋・蓄便袋という用語は使用せず、スチーム装具（消化器系）及びスチーム装具（尿路系）という用語をなるべく使用するように配慮願いたい。

（資料 1－8）スチーム装具の呼称に関する要望

#### イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めていただいているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となったなどの場合は、耐用年数に限らず、日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

#### ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の支給対象となっている。

市町村におかれては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくよう配慮願いたい。

（資料 1－9）難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

### (11) 地域活動支援センターについて

#### ア 地域活動支援センターの安定的な運営の確保について

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支

える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税（普通交付税）の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

## イ 地域活動支援センター機能強化事業の適正な実施について

地域活動支援センター機能強化事業は、地域活動支援センターへの専門職員の配置等その機能の充実強化を図るため、基礎的事業に加え実施する事業であり、充実強化を図る部分について地域生活支援事業費補助金の補助対象としている。

しかしながら、国庫補助対象経費の実支出額の算定に当たり、基礎的事業に係る経費を機能強化事業に含めて計上している事例が過去に会計検査院の現地検査において指摘されている。

各市町村においては、平成21年12月15日付事務連絡「地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方」も参考にしながら、適正な実施を引き続きお願いしたい。

また、機能強化事業の事業内容や事業費の設定に当たっては、地域生活支援事業実施要綱において定めている機能強化事業の事業例（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）や過去の全国会議資料で例示されている機能強化事業の補助額にとらわれることなく、地域の実情や利用者のニーズを踏まえて、適切に、事業内容及び事業費を設定されるようお願いしたい。

(資料1-10) 地域活動支援センター機能強化事業の見直しの基本的な考え方

(平成21年12月15日事務連絡)

## 2 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加を促進することは、共生社会の実現のために重要であることから様々な支援を行っており、このうち、情報・意思疎通支援、スポーツ、芸術、身体障害者補助犬、補装具、障害者の支援機器に関して次のとおり促進することとしている。

## (1) 情報・コミュニケーション支援について

### ア 視聴覚障害者への情報提供体制について

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、「国及び地方公共団体は、障害者等が円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策を講じなければならない」、「災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする」と規定されたように、より一層の充実が求められている。

こうした中、視聴覚障害者情報提供施設については、東日本大震災直後から被災地へ手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動支援など、視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援の地域における拠点としての機能を果たしたところである。

今後も災害時における被災者の安否確認や避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

しかしながら、平成24年度までの「重点施策実施5ヶ年計画」において全県設置を目指してきた聴覚障害者情報提供施設は、平成25年4月末現在、全国で46施設（指定都市を含む）の設置にとどまっている。新たに策定した平成25年度から平成29年度までの「第3次障害者基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げていることから、引き続き、未設置の道府県に置かれては、早急に設置いただくようご検討いただきたい。

#### (資料2-1) 聴覚障害者情報提供施設設置状況

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとなっている。平成25年度は、都道府県等の地方自治体が設置する点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設における一般事務費の基準額を減額していたが、平成26年度においては、減額を廃止することを予定している。

また、国際障害者交流センターにおいて「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域における実践的救援訓練を実施した場合、その費用について「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているため活用いただきたい。（平成25年5月20日付事務連絡 「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成22年度の決算検査報告により、不適切な支出が認められているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

(資料2-2 身体障害者保護費負担(補助)金交付要綱(案) 新旧対照表)

平成21年度補正予算の「視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業」により、社会福祉法人日本点字図書館を中心として運営していた「ないーぶネット」(点字データ及び点字・録音図書の目録のオンライン利用システム)と「びぶりおネット」(点字・録音図書ネットワーク配信システム)を視覚障害者情報総合システム「サピエ」として統合整備し、より身近に点字・録音図書情報等の提供が行えるようにした(平成22年4月から運用開始)。また、全国の「聴覚障害者情報提供施設」に、デジタル方式の字幕入り映像製作機器を整備し、地域の聴覚障害者への映像情報等の提供を推進したところである。視聴覚障害者への情報保障の充実を図る観点から、引き続き視聴覚障害者情報提供施設に整備した機能の有効活用をお願いしたい。

(資料2-3) 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

イ 手話通訳者等の人材養成について

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し実施しているところである。

これらの研修については、平成24年度から、講師養成研修(手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成)については、全国規模で開催し、また、現任研修(手話通訳士・者の技術向上を図る現任研修)については、開催地を京都市(社会福祉法人全国手話研修センター)以外にも拡充し、全国規模で開催しているが、引き続き全国規模での実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成25年度から手話奉仕員養成研修事業が市町村地域生活支援事業の必須事業となっており、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を実施しているため、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

なお、昨年12月に一般財団法人全日本ろうあ連盟及び社会福祉法人全国手話研修センターより各都道府県民政主管部(局)長に対し、「手話奉仕員及び手話通訳者養成講座の新テキスト及び定価について」が通知されているところであるが、各自治体における手話奉仕員及び手話通訳者の養成研修の実施に当たっては、各自治体の判断において、この新テキストの内容に沿って実施していただいで差し支えないものとする。

その場合の実施に当たっては、「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等において(平成10年7月24日障企第63号大臣官房障害保健福祉部企画課長通知)」の内容との違いに留意しつつ、各都道府県と管内市町村との間で実施内容についてよく調整していただくとともに、手話通訳者の養成研修を実施する各都道府県においては、手話通訳者養成機関・当事者関係団体等と、手話奉仕

員の養成研修を実施する管内市町村においては、管内関係団体との間でよく調整していただいた上で実施していただくようお願いする。

(資料 2 - 4) 手話奉仕員及び手話通訳者養成講座の新テキスト及び定価について

## ウ 障害者 I T 総合推進事業について

情報バリアフリー化の推進については、障害者基本計画において、I T の活用により積極的に推進することとされている。

各都道府県においても、障害者の I T の利用・活用の機会拡大を図り、障害者の社会参加を一層推進するため、地域における I T 支援の総合サービス拠点となる障害者 I T サポートセンターの設置・運営や、パソコンボランティア養成・派遣等を総合的に行う「障害者 I T 総合推進事業」を積極的に実施していただくようお願いしたい。

(資料 2 - 5) 障害者 I T 総合推進事業 都道府県別実施状況 (平成 24 年度)

## (2) 災害時における視聴覚障害者支援・対策について

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策が実施されることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (平成 25 年 8 月内閣府 (防災担当))」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

特に、視聴覚障害者については、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段 (専用通信やインターネットなど) の活用による通信の確保への配慮を、②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援について配慮をお願いしたい。

(資料 2 - 6)

さらに、被災した障害者支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所・福祉避難所及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府 (防災担当) においても災害予防の事業があり、活用が可能であるので周知願いたい。

(資料 2 - 7)平成 2 6 年度内閣府防災部門予算案

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成 2 0 年 6 月：日本赤十字社>国内災害救護>資料で見る国内災害救護に掲載)をお示ししているところであるので参照されたい。

### (3) 盲ろう者向け福祉施策について

#### ア 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業等の推進について

視覚及び聴覚に障害を併せ持つ盲ろう者に対して、通訳・介助員の派遣を行う「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 2 5 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっているところであるが、引き続き、全都道府県で実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても速やかに実施するよう留意していただきたい。なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられなくなることはないよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

#### (資料 2 - 8) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

平成 2 3 年 1 0 月 1 日から重度の視覚障害者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護等を行うサービスである「同行援護」が施行されたが、ご承知のとおり、盲ろう者に対するコミュニケーション支援は、触手話や指点字など視覚障害者(児)への支援方法とは異なるものであることから、多くの盲ろう者に対する支援は、都道府県地域生活支援事業の必須事業である「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」において、利用者に対する適切なアセスメントにより、引き続き実施する必要があるので、今後とも本事業の推進が図られるようお願いしたい。

また、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」についても、平成 2 5 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業となっているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施するよう留意していただきたい。養成研修事業の指導者の養成については、国立障害者リハビリテーションセンターが実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」や社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して実施している「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」の活用が可能であるので、積極的に受講者を派遣していただきたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」においては、昨年度末に「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について(平成 2 5 年 3 月 2 5 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)」をお示ししており、今後は、このカリキュラムを参考に養成研修の実施に努めていただきたい。

(資料 2 - 9) 盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

#### イ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施について

平成 22 年度及び平成 23 年度において、盲ろう者の障害特性に対応した生活訓練等の確立を図るため、国立障害者リハビリテーションセンター内にて、宿泊型生活訓練が可能な機関及び関係団体が協同して宿泊型のモデル事業を実施し、盲ろう者のための支援マニュアルが作成されたところである。

平成 24 年度以降は、社会福祉法人全国盲ろう者協会に委託して、そのマニュアルを用いて、盲ろう者に対してコミュニケーション、家事、歩行、パソコン操作等の生活訓練のモデル事業や、上記のモデル事業の対象者のフォローアップ調査を実施しているところである。

### (4) 障害者スポーツについて

#### ア 障害者スポーツに関する事業の移管について

平成 23 年 8 月に施行されたスポーツ基本法においては、障害者の自主的かつ積極的なスポーツを推進するとの理念が掲げられた。また、パラリンピック競技大会をはじめ、近年、障害者スポーツにおける競技性の向上は目覚ましく、障害者スポーツに関する施策を、福祉の観点に加え、スポーツ振興の観点からも一層推進していく必要性が高まっている。

これらを踏まえ、平成 26 年度より、スポーツ振興の観点から行う障害者スポーツに関する事業を厚生労働省から文部科学省に移管することとした。なお、障害者の社会参加やリハビリテーションの観点から行う事業については、引き続き厚生労働省が担当することとしている。

各都道府県においては、今後とも、関係機関・団体及びスポーツや文化、教育等の担当部局と連携の上、障害者スポーツに関する施策を推進していただくようお願いする。

(資料 2 - 10) 障害者スポーツの支援体制について

〈参考〉平成 26 年度の主な障害者スポーツ大会について

- ① 第 14 回全国障害者スポーツ大会 (長崎がんばらんば大会 2014)  
(開催期間: 平成 26 年 11 月 1 日(土)~11 月 3 日(月・祝)) (資料 2 - 11)
- ② 第 11 回アジアパラ競技大会 (韓国・仁川)  
(開催期間: 未定)
- ③ 第 18 回冬季デフリンピック競技大会  
(開催期間: 未定)

## イ 障害者スポーツの裾野を広げる取組

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、障害者スポーツ指導員の養成、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害者スポーツに触れる機会等を提供するといった障害者の社会参加のための支援については、地域生活支援事業の「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」において、引き続き実施することができるので、都道府県及び市町村においては、本事業を積極的に活用していただくとともに、平成26年度以降も、これまで実施してきた全国障害者スポーツ大会や競技ごとに行われる全国大会への参加支援をはじめとする各種の支援が途切れることのないよう、特段の配慮をお願いしたい。

## (5) 文化芸術活動の振興について

### ア 障害者芸術・文化祭について

障害者芸術・文化祭については、平成13年度より、都道府県と共催で毎年、都道府県の持ち回りで開催しているところであるが、平成28年度から国民文化祭の開催都道府県において全国障害者芸術・文化祭を開催することを原則としているので、国民体育大会と全国障害者スポーツ大会のように、国民文化祭と障害者芸術・文化祭の連携を図ることにより、障害者への理解を促進するよう努められたい。(平成24年3月28日付障害保健福祉部長通知「障害者芸術・文化祭について(一部改正)」にて各都道府県あて周知済み。)

なお、障害者芸術・文化祭の開催県について、文化庁から文化施策担当課へ意向調査を行っているところであるが、平成28年度以降の開催自治体が決定していないことから、実施に向け、文化施策担当課との調整を含め、積極的な検討をお願いしたい。

#### 〈参考〉

- 第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会

平成26年度は、鳥取県において大会が開催される。

(開催期間：平成26年7月12日(土)～11月3日(月・祝)を予定)

(資料2-12)

### イ 障害者文化芸術活動支援モデル事業の実施について

平成25年に開催した「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」における中間取りまとめを受け、平成26年度より「障害者文化芸術活動支援事業」をモデル事業として行う予定としている。この事業では、障害者の美術活動への支援についてのノウハウを積み重ね、更なる支援を図ることを目的としており、具体的には、全国に5ヶ所程度の拠点を設けて相談支援センターを設置し、美術活動を行う障害者やその支援者からの相談に対応するほか、支援のための人

材育成、地域の関係者のネットワークづくり、地域の作品や作家の調査、発掘、評価、発信を行う事業である。なお、この事業の実施団体の選定に当たっては、各都道府県が推薦した団体の中から選定することとしている。

#### (資料 2 - 1 3) 障害者文化芸術活動支援事業の概要

### (6) 「国際障害者交流センター」の活用について

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催するほか、障害者はもとより障害のない者も利用可能な多目的ホールや会議室、宿泊室を備えた施設である。

(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

各都道府県においては、積極的な施設利用及び関係機関への周知について、引き続きご協力をお願いしたい。

併せて、災害時に障害者への支援をサポートするボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成研修事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等の対応方法を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成研修事業」に加えて、平成25年度より、障害当事者や災害時に救援活動を行う者を対象に、障害者の災害時避難等を学び、障害者の防災意識を向上させることを目的として「災害時に動ける障がい者の防災・避難講座」を実施しているので、関係機関への周知及び積極的な参加をお願いしたい。

#### (資料 2 - 1 4) 国際障害者交流センターの概要

### (7) 行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野において対応いただいているところであるが、平成28年4月に施行する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第9

0号)が平成23年8月5日に公布・施行され、第3条において「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」とされ、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先(電話番号等)の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外にFAX番号又はメールアドレスの周知

[参考1] 内閣府HP

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midas.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」(絵で見る心の身だしなみ)

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考2] 国土交通省HP

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

<http://www.mlit.go.jp/common/000043355.pdf>

## (8) 手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第25回試験(平成25年度)の合格発表が平成26年1月31日(金)に行われたところである。(資料2-15)

最近では、昨年10月に鳥取県手話言語条例が成立、また昨年12月には石狩市手話基本条例が成立するなど、手話に関する自治体の動きが活発であり、その関心が高まっているところである。

第26回試験(平成26年度)についても、全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施する予定としており、各都道府県等においては、関係機関、団体への周知をお願いしたい。

### 第26回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成26年10月4日(土) [会場:東京、大阪、熊本]

実技試験 平成26年10月5日(日) [会場:東京、大阪、熊本]

## (9) 身体障害者補助犬法について

身体障害者補助犬法については、補助犬の同伴を受け入れる義務がある不特定かつ多数の人が利用する民間施設等において、受け入れが拒否される事例があるなど、未だ補助犬に関する社会的認識の定着が不十分な状況が見受けられるところである。

その中で、医療機関においては、特に身体障害者補助犬の同伴拒否が多いという課題があることから、国において、関係団体等からなる検討会での議論を経て平成25年6月に、「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」を作成し、各都道府県等に周知するとともに、厚生労働省のホームページにも掲載しているところである。さらに平成26年1月には、日本医師会等の協力を得てリーフレット「医療機関向け ほじょ犬もっと知ってBOOK」を作成し、全国の医療機関への配布に向けて各都道府県等宛に医療機関の概数分を配布したところである。各自治体におかれては、衛生担当部局等との連携により医療機関に対する周知に努めていただくとともに、補助犬に関する国民の理解を一層促進するため、従来からのリーフレット、ステッカーとともに積極的にご活用いただき、その周知徹底を図られるようご協力をお願いしたい。

なお、リーフレット及びステッカーについて再配布の必要がある自治体におかれては、個別に依頼されたい。

[参考] 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

### (資料2-16) 身体障害者補助犬法の概要及びリーフレット

今般、身体障害者補助犬法の広報活動及び担当窓口の活動の業務改善について、総務省関東管区行政評価局より、管内都道府県に対して参考連絡をした旨の連絡を受けたので、広報及び相談業務の参考とされたい。

### (資料2-17) 身体障害者補助犬法の広報活動及び担当窓口の活動について (参考連絡)

## (10) 補装具について

### ア 難病患者等に対する補装具の取扱いについて

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

市町村におかれては、身体障害者手帳の有無にかかわらず、障害者総合支援法に基づく補装具として必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、支給の相談並びに申請が行われた場合には、身体の状態や生活環

境を考慮するなど申請者の窓口において丁寧な対応を行っていただくよう配慮願いたい。

#### イ 補装具費の基準額告示の改正等について

平成26年4月から消費税率の改定に伴う補装具費の基準額告示改正を予定している。

なお、完成用部品については、現在、新規指定や価格の変更等について、業者からの申請を受け付けたところであり、補装具評価検討会での議論を経た上で、別途通知を発出することとしている。

○補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号） 改正案

第3項中「100分の103に相当する額」を「100分の104.8に相当する額」に、第4項中「100分の105に相当する額」を「100分の108に相当する額」に改める。

#### ウ 介護保険との適用関係について

補装具費と介護保険制度との適用関係について、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については補装具費として支給して差し支えないこととしている（平成19年3月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」参照）ので、適用に当たっては、障害者の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者の個別の状況を考慮した上で判断し、適切な取扱いが行われるようお願いしたい。

#### エ 耐用年数の取扱いについて

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、使用状況によっては実耐用年数が異なることから、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律的に適用することなく、実情に沿った対応が行われるよう十分に配慮願いたい。

### (11) 支援機器等について

#### ア 障害者自立支援機器等開発促進事業について

障害者の自立や社会参加を支援するためには、自立支援機器の開発（実用的製品化）や技術開発を促進することが重要である。

国の予算事業として平成22年度から実施してきた「障害者自立支援機器等開発促進事業」は、今年度までに採択事業のうち10件の実用的製品化が図られ、着実に実績をあげている。

平成26年度においても、引き続き採択テーマに沿った開発については、補助を行うとともに、当該事業については、平成24年度から中小企業庁の事業とも連携を図り実施することができるようにしているのので、各都道府県等におかれては商工労働部局や関係機関等に積極的な周知をしていただきたい。

(参考 URL: [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaisahukushi/cyousajigyou/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/cyousajigyou/index.html))

## イ シーズ・ニーズマッチングの強化について

上記事業により開発を行う企業に対する直接的な支援を進めてきたところであるが、開発が十分に進んでいない、開発された機器が障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていないという課題がある。

また、日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）において「ロボット技術を利用した機器が、障害者の自立や生活支援に活かされるよう、企業が行う開発を更に促進するためのシーズ・ニーズマッチング等を行う。」とされている。

このため、新たに、産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける事業を追加し、「障害者自立支援機器等開発促進事業」と組み合わせて、障害者が使いやすい機器の更なる製品化・普及を図ることとしている。

## ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システムについて

障害当事者や介護者等から、補装具を含む福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究開発につなげるためのシステムについて、（公財）テクノエイド協会が構築し、平成22年2月から運用しているのでご活用いただくとともに、引き続き関係団体や関係機関等へ周知し、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-needs.net/>)



# 資 料



平成26年3月7日現在での案であり、今後変更することがある。

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改正案	現行
<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2 (同右)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 市町村地域生活支援事業                      障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に問わずとも、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等と通わせ創作的活動等の機会を提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(以下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。)が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害支援区分認定等事務に要する経費を補助する。</p> <p>[必須事業]                      ア 理解促進研修・啓発事業 (別記 1)                      イ 自発的活動支援事業 (別記 2)                      ウ 相談支援事業 (別記 3)</p>	<p>別紙 1</p> <p>地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 事業内容</p> <p>(1) 市町村地域生活支援事業                      障害者等に対する理解を深めるため研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に問わずとも、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等と通わせ創作的活動等の機会を提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業(以下「任意事業」という。)及び社会福祉法人、公益法人(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、特定非営利活動法人等の団体(以下「社会福祉法人等」という。)が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。また、障害程度区分認定等事務に要する経費を補助する。</p> <p>[必須事業]                      ア 理解促進研修・啓発事業 (別記 1)                      イ 自発的活動支援事業 (別記 2)                      ウ 相談支援事業 (別記 3)</p>

<p>工 成年後見制度利用支援事業 (別記 4)          才 成年後見制度法人後見支援事業 (別記 5)          力 意思疎通支援事業 (別記 6)          キ 日常生活用具給付等事業 (別記 7)          ク 手話奉仕員養成研修事業 (別記 8)          ケ 移動支援事業 (別記 9)          コ 地域活動支援センター機能強化事業 (別記 10)          [任意事業] (別記 11)          [障害支援区分認定等事務] (別記 12)</p>	<p>成年後見制度利用支援事業 (別記 4)          成年後見制度法人後見支援事業 (別記 5)          意思疎通支援事業 (別記 6)          日常生活用具給付等事業 (別記 7)          手話奉仕員養成研修事業 (別記 8)          移動支援事業 (別記 9)          地域活動支援センター機能強化事業 (別記 10)          [任意事業] (別記 11)          [障害支援区分認定等事務] (別記 12)</p>
<p>(2) (同右)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>(3) (同右)</p>	<p>(3) (略)</p>
<p>4～6 (同右)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>(別記 1)</p>	<p>(別記 1)</p>
<p>1～3 (同右)</p> <p>4 事業内容          (1) (同右)          (2) 実施形式          実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。          ア～ウ (同右)          エ 広報活動          障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4 事業内容          (1) (略)          (2) 実施形式          実施にあたり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施すること。          ア～ウ (略)          エ 広報活動          障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施する。</p>

<p>オ (同右)</p> <p>5 (同右)</p> <p>(別記2)</p> <p>1～5 (同右)</p> <p>(別記3)</p> <p>1 (同右)</p> <p>2 事業内容</p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</p> <p>(注) 「基幹相談支援センター」については、別添2のとおりである。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) (同右)</p> <p>(イ) 基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言</li> </ul>	<p>オ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(別記2)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>(別記3)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>ア 目的</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センターが地域における相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。</p> <p>(注) 「基幹相談支援センター」については、別添2のとおりである。</p> <p>イ 事業内容</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言</li> </ul>
---	--

別紙2

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）</li> <li>・ 地域の相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）</li> <li>・ 学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言</li> </ul> <p>(ウ) (同右)</p> <p>ウ (同右)</p> <p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） ア～エ (同右)</p> <p>【別添1】 (同右)</p> <p>【別添2】 (同右)</p> <p>(別記4) 1～3 (同右)</p> <p>(別記5) 1～3 (同右)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）</li> <li>・ 地域の相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）</li> </ul> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） ア～エ (略)</p> <p>【別添1】 (略)</p> <p>【別添2】 (略)</p> <p>(別記4) 1～3 (略)</p> <p>(別記5) 1～3 (略)</p>
	<p>成年後見制度利用支援事業</p> <p>成年後見制度法人後見支援事業</p>

別紙2

<p>(別記6) 1～4 (同右)</p> <p>(別記7) 1～4 (同右)</p> <p>(別記8) 1～4 (同右)</p> <p>(別記9) 1～3 (同右)</p> <p>(別記10) 1～3 (同右)</p> <p>(別記11) 任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活</p>	<p>意思疎通支援事業</p> <p>意思疎通支援事業</p> <p>日常生活用具給付等事業</p> <p>手話奉仕員養成研修事業</p> <p>移動支援事業</p> <p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活</p>
--	--

<p>又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) 福祉ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 訪問入浴サービス (同右)</p> <p>(3) 生活訓練等 (同右)</p> <p>(4) 日中一時支援 (同右)</p> <p>(5) 地域移行のための安心生活支援 (同右)</p> <p>(6) 障害児支援体制整備 (同右)</p>	<p>又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】 (1) 福祉ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 訪問入浴サービス (略)</p> <p>(3) 身体障害者自立支援 (略)</p> <p>(4) 生活訓練等 (略)</p> <p>(5) 福祉機器リサイクル (略)</p> <p>(6) 日中一時支援 (略)</p> <p>(7) 生活サポート (略)</p> <p>(8) 地域移行のための安心生活支援 (略)</p> <p>(9) 障害児支援体制整備 (略)</p>
---	---

<p>(7) 巡回支援専門員整備          ア (同右)          イ 事業内容等          (ア) (同右)          (イ) 実施方法          a～c (同右)          d 専門性の確保          専門員は、発達障害者支援センター等が実施する研修(アセスメント手法、家族支援についての知識と技術)を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p> <p>(8) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保          ア 目的  <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の5の規定に基づき、地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用の一部について補助を行い、医療保護入院者の地域生活への移行を促進することを目的とする。</u>          イ 事業内容  <u>相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制を確保するため、必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</u></p> <p>(9) その他日常生活支援          上記(1)から(8)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】          (1) スポーツ・レクリエーション教室開催等          (同右)</p>	<p>(10) 巡回支援専門員整備          ア (略)          イ 事業内容等          (ア) (略)          (イ) 実施方法          a～c (略)          d 専門性の確保          専門員は、国立リハビリテーションセンターや発達障害者支援センター等が実施する研修(アセスメント手法、家族支援についての知識と技術、子どもの発達支援に関わる知識と技術)を活用するなどにより、適切な専門性の確保に努める。</p> <p>(11) その他日常生活支援          上記(1)から(10)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【社会参加支援】          (1) スポーツ・レクリエーション教室開催等          (略)</p>
---	---

<p>(2) 文化芸術活動振興 (同右)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (同右)</p> <p>(4) 奉仕員養成研修 (同右)</p> <p>(5) 自動車運転免許取得・改造助成 (同右)</p> <p>(6) その他社会参加支援 (同右)</p> <p>【権利擁護支援】 (1) 成年後見制度普及啓発 (同右)</p>	<p>(2) 文化芸術活動振興 (略)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (略)</p> <p>(4) 奉仕員養成研修 (略)</p> <p>(5) 自動車運転免許取得・改造助成 (略)</p> <p>(6) その他社会参加支援 (略)</p>
<p>(2) 障害者虐待防止対策支援</p> <p>ア 目的 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容等 (ア) 虐待時の対応のための体制整備 (イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施 (ウ) 専門性の強化 (エ) 連携協力体制の整備 (オ) 普及啓発 ウ 留意事項 市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年</p>	<p>【権利擁護支援】 (1) 成年後見制度普及啓発 (略)</p>

<p>後見制度の利用について検討すること。</p> <p>(3) その他権利擁護支援 上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (同右)</p> <p>(3) 更生訓練費給付 ア 目的 更生訓練費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。 イ 支給対象者 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。</p> <p>(4) 知的障害者職親委託 (同右)</p> <p>(5) その他就業・就労支援 (同右)</p>	<p>(2) その他権利擁護支援 上記(1)のほか、地域の要望に応じて市町村の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） (略)</p> <p>(3) 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付 ア 目的 更生訓練費の支給、又は就職支度金を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。 イ 支給対象者 就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者（ただし、障害福祉サービスに係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村が認めた者）に対する更生訓練費の支給。 また、就労移行支援事業、又は就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者に対する施設入所者就職支度金の支給。</p> <p>(4) 知的障害者職親委託 (略)</p> <p>(5) その他就業・就労支援 (略)</p>
---	---

<p>(別記 12)</p> <p style="text-align: center;">障害<u>支援</u>区分認定等事務</p> <p>1 目的 障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害<u>支援</u>区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 補助対象 法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。 (1) 障害<u>支援</u>区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害<u>支援</u>区分の認定等のために実施する調査。 ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。 (2) 医師意見書作成 法第21条第1項の規定に基づき、障害<u>支援</u>区分の認定にかかると市町村審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる事務。 (3) 市町村審査会運営 法第15条の規定に基づき、市町村審査会を設置（地方自治法の規定に基づき、都道府県審査会に審査判定業務を委託する場合を含む。）する事務、法第21条第1項の規定に基づき、障害<u>支援</u>区分に関して市町村審査会で審査及び判定を実施する事務並びに法第22条第2項の規定に基づき、市町村が支給要否決定に当たって意見を聴くために市町村審査会を開催する事務。</p> <p>(別記 13)</p> <p>1～2 (同右)</p> <p>【別添3】 (同右)</p>	<p>(別記 12)</p> <p style="text-align: center;">障害<u>程度</u>区分認定等事務</p> <p>1 目的 障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害<u>程度</u>区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図る。</p> <p>2 補助対象 法に規定する支給決定事務のうち、市町村が行う次に掲げる事務に要する経費を補助対象とする。 (1) 障害<u>程度</u>区分認定調査 法第20条第2項の規定に基づき、障害<u>程度</u>区分の認定等のために実施する調査。 ただし、指定一般相談支援事業者等に調査を委託した場合、調査に要する経費は、調査件数に6,800円を乗じて得た額を上限額とする。 (2) 医師意見書作成 法第21条第1項の規定に基づき、障害<u>程度</u>区分の認定にかかると市町村審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書を作成させる事務。 (3) 市町村審査会運営 法第15条の規定に基づき、市町村審査会を設置（地方自治法の規定に基づき、都道府県審査会に審査判定業務を委託する場合を含む。）する事務、法第21条第1項の規定に基づき、障害<u>程度</u>区分に関して市町村審査会で審査及び判定を実施する事務並びに法第22条第2項の規定に基づき、市町村が支給要否決定に当たって意見を聴くために市町村審査会を開催する事務。</p> <p>(別記 13)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>【別添3】 (略)</p>
---	---

<p>(別記 14) 1～3 (同右)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>(別記 15) 1～3 (同右)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>(別記 16) 1～3 (同右)</p> <p>意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</p> <p>(別記 17) 広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (同右)</p> <p>2 実施事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 ア～エ (同右)</p> <p>(2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 ア 目的 精神障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を目的とする。 イ 実施方法等</p>	<p>(別記 14) 1～3 (略)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業</p> <p>(別記 15) 1～3 (略)</p> <p>専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業</p> <p>(別記 16) 1～3 (略)</p> <p>意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業</p> <p>(別記 17) 広域的な支援事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 実施事業 都道府県相談支援体制整備事業 ア～エ (略)</p>
---	--

<p>平成26年月日障発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害者地域生活支援広域調整等事業の実施について」に基づき実施する。</p> <p>(別記18)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1 目的 (同右)</p> <p>2 事業内容 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業</p> <p>ア 目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害支援区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害支援区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施内容 (ア) 障害支援区分認定調査員研修 市町村職員、事業所の職員等であって、障害支援区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。</p> <p>a 研修内容 (a) 障害支援区分に関する基本的な考え方 (b) 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等 b～c (同右)</p> <p>(イ) 市町村審査委員会研修 法に規定する市町村長が選定する市町村審査委員会を対象として研修を実施する。</p> <p>a 研修内容 (a) 障害支援区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢 (b) 障害支援区分認定基準の考え方（障害支援区分認定手続きの</p>	<p>(別記18)</p> <p>サービス・相談支援者、指導者育成事業</p> <p>1 目的 (略)</p> <p>2 事業内容 (1) 障害程度区分認定調査員等研修事業</p> <p>ア 目的 全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。</p> <p>イ 実施内容 (ア) 障害程度区分認定調査員研修 市町村職員、事業所の職員等であって、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。</p> <p>a 研修内容 (a) 障害程度区分に関する基本的な考え方 (b) 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等 b～c (略)</p> <p>(イ) 市町村審査委員会研修 法に規定する市町村長が選定する市町村審査委員会を対象として研修を実施する。</p> <p>a 研修内容 (a) 障害程度区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢 (b) 障害程度区分認定基準の考え方（障害程度区分認定手続きの</p>
---	--

<p>流れ、障害支援区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割)等 b～c (同右)</p> <p>(ウ) 主治医研修 医師意見書を記載する(予定を含む。)医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。 また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。</p> <p>a 研修内容 (a) 障害支援区分に関する基本的考え方 (b) 障害支援区分認定における医師意見書の役割 (c) 医師意見書の具体的記載方法等 b～c (同右)</p> <p>ウ 留意事項 (同右)</p> <p>(2) 相談支援従事者研修事業 (同右)</p> <p>(3) サービス管理責任者研修事業 (同右)</p> <p>(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (同右)</p> <p>(5) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)事業 (同右)</p> <p>(6) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)事業</p> <p>了 目的 強度行動障害者支援者養成研修(基礎研修)を修了した者が強度行動障害を持つ者等に対し、適切な障害特性の評価及び支援計画の作成ができる職員の人材育成を進めることを目的とする。</p>	<p>流れ、障害程度区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割)等 b～c (略)</p> <p>(ウ) 主治医研修 医師意見書を記載する(予定を含む。)医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。 また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。</p> <p>a 研修内容 (a) 障害程度区分に関する基本的考え方 (b) 障害程度区分認定における医師意見書の役割 (c) 医師意見書の具体的記載方法等 b～c (略)</p> <p>ウ 留意事項 (略)</p> <p>(2) 相談支援従事者研修事業 (略)</p> <p>(3) サービス管理責任者研修事業 (略)</p> <p>(4) 居宅介護従業者等養成研修事業 (略)</p> <p>(5) 強度行動障害支援者養成研修事業 (略)</p>
---	---

<p><u>イ 事業内容</u> <u>別添示す運営要領等に基づき実施する研修事業</u></p> <p>(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (同右)</p> <p>(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (同右)</p> <p>(9) <u>精神障害関係従事者養成研修事業</u></p> <p><u>ア 目的</u> <u>精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めることを目的とする。</u></p> <p><u>イ 実施方法等</u> <u>平成26年月 日 障発第 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「精神障害関係従事者養成研修事業の実施について」に基づき実施する。</u></p> <p>(10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (同右)</p> <p>3 留意事項 (同右)</p> <p>(別記 19)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p>	<p>(6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (略)</p> <p>(7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (略)</p> <p>(8) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 (略)</p> <p>3 留意事項 (略)</p> <p>(別記 19)</p> <p>任意事業</p> <p>必須事業のほか、都道府県の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な事業を実施することができる。</p> <p>○ 事業内容の例 【日常生活支援】</p>
--	--

<p>(1) 福祉ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業 (同右)</p> <p>(3) 音声機能障害者発声訓練事業 (同右)</p> <p>(4) 発達障害者支援体制整備 ア 目的 (同右)</p> <p>イ 事業内容等 (ア) 実施について (同右)</p> <p>(イ) 都道府県等支援体制整備 a 目的 (同右)</p> <p>b 委員会の構成 医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者、<u>発達障害者地域支援マネージャー</u>及び担当部局、当事者団体、親の会、<u>発達障害者支援センター</u>の関係者等とする。</p> <p>c 事業内容 (同右)</p> <p>(ウ) 家族支援体制整備 a 目的 (同右)</p> <p>b 事業の内容 (a) ペアレントメンター (同右)</p> <p>(b) <u>発達障害児(者)の適応力向上のためのペアレントトレーニング</u> (注3)を実施する。</p>	<p>(1) 福祉ホームの運営 (略)</p> <p>(2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業 (略)</p> <p>(3) 音声機能障害者発声訓練事業 (略)</p> <p>(4) 発達障害者支援体制整備 ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容等 (ア) 実施について (略)</p> <p>(イ) 都道府県等支援体制整備 a 目的 (略)</p> <p>b 委員会の構成 医療、保健、福祉、教育及び労働等の関係分野の有識者及び担当部局、当事者団体、親の会、発達障害者支援センターの関係者等とする。</p> <p>c 事業内容 (略)</p> <p>(ウ) 家族支援体制整備 a 目的 (略)</p> <p>b 事業の内容 (a) ペアレントメンター (略)</p>
---	---

<p>(c) <u>発達障害児(者)の適応力向上のためのソーシャルスキルトレーニング(SST)(注4)を実施する。</u></p> <p>(d) <u>その他家族支援体制の構築に必要な取組</u></p> <p>(注1)～(注2) (同右)</p> <p>(注3) <u>親が、自分の子どもの行動を観察して発達障害の特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。</u></p> <p>(注4) <u>子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。</u></p> <p>(工) 地域支援体制サポート</p> <p>a 目的 (同右)</p> <p>b 事業の内容</p> <p>(a) <u>発達障害者地域支援マネージャーによる相談、助言、指導及び関係機関との連携、連絡、調整等</u>  <u>平成17年7月8日障発第0708004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する。</u></p> <p>(b) <u>住民の理解の促進</u>  (同右)</p> <p>(c) (同右)</p> <p>(d) <u>個別支援ファイル等の情報共有ツールを用いて医療、保健、福祉、教育、労働等のライフステージを通じて、これを活用し、適切な支援を実施する。</u></p>	<p>(b) <u>その他家族支援体制の構築に必要な取組</u></p> <p>(注1)～(注2) (略)</p> <p>(工) 地域支援体制サポート</p> <p>a 目的 (略)</p> <p>b 事業の内容</p> <p>(a) <u>住民の理解の促進</u>  (略)</p> <p>(b) <u>地域支援体制サポートコーチによる相談・助言</u>  <u>委員会等における市町村等の支援体制整備の検証を行った結果、個別の支援計画の作成等による支援体制の構築が進んでいないと判断される市町村を中心に、発達障害児(者)に対する支援について相当の経験及び知識を有する者(以下「地域支援体制サポートコーチ」という。)が巡回指導等を実施し、必要な相談・助言を行う。</u>  <u>なお、地域支援体制サポートコーチは、教育委員会の指導主事や学校内に位置づけられている「特別支援教育コーディネーター」との連携を密にすること。</u></p> <p>(c) (略)</p>
---	--

<p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等 (同右)</p> <p>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 ア 目的 (同右) イ 事業内容 (同右)     (ア) 研修事業 (同右)     (イ) 普及啓発事業 (同右)     (ウ) 受入促進事業         障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所又はグループホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援 【取組の例示】 (同右)</p> <p>(7) その他日常生活支援 (同右)</p> <p>【社会参加支援】 (1) 手話通訳者設置 (同右)</p> <p>(2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (同右)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (同右)</p> <p>(4) 点字による即時情報ネットワーク</p>	<p>(5) 児童発達支援センター等の機能強化等 (略)</p> <p>(6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 ア 目的 (略) イ 事業内容 (略)     (ア) 研修事業 (略)     (イ) 普及啓発事業 (略)     (ウ) 受入促進事業         障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、グループホーム又はケアホームが実施する矯正施設等を退所した障害者の受け入れ促進のために有効な取組への支援 【取組の例示】 (略)</p> <p>(7) その他日常生活支援 (略)</p> <p>【社会参加支援】 (1) 手話通訳者設置 (略)</p> <p>(2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (略)</p> <p>(3) 点字・声の広報等発行 (略)</p> <p>(4) 点字による即時情報ネットワーク</p>
--	--

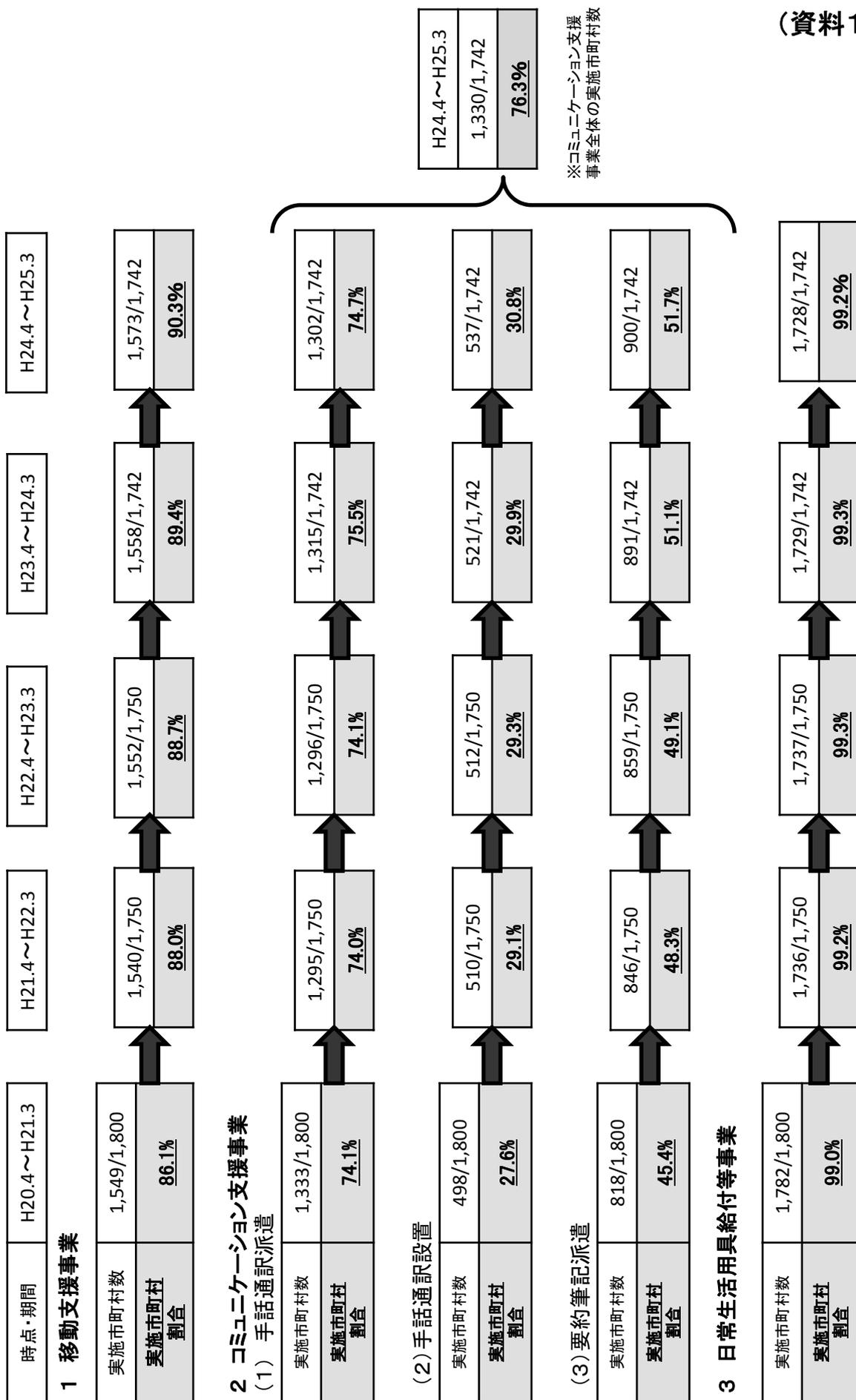
<p>(同右)</p> <p>(5) 障害者ITサポートセンター運営 (同右)</p> <p>(6) パソコンボランティア養成・派遣 (同右)</p> <p>(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (同右)</p> <p>(8) 身体障害者補助犬育成 (同右)</p> <p>(9) 奉仕員養成研修 (同右)</p> <p>(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等 (同右)</p> <p>(11) 文化芸術活動振興 (同右)</p> <p>(12) サービス提供者情報提供等 (同右)</p> <p>(13) その他社会参加支援 (同右)</p> <p><b>【権利擁護支援】</b> (1) 成年後見制度普及啓発 (同右)</p>	<p>(略)</p> <p>(5) 障害者ITサポートセンター運営 (略)</p> <p>(6) パソコンボランティア養成・派遣 (略)</p> <p>(7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (略)</p> <p>(8) 身体障害者補助犬育成 (略)</p> <p>(9) 奉仕員養成研修 (略)</p> <p>(10) スポーツ・レクリエーション教室開催等 (略)</p> <p>(11) 文化芸術活動振興 (略)</p> <p>(12) サービス提供者情報提供等 (略)</p> <p>(13) その他社会参加支援 (略)</p> <p><b>【権利擁護支援】</b> (1) 成年後見制度普及啓発 (略)</p>
--	---

<p>(2) 成年後見制度法人後見支援 (同右)</p> <p>(3) 障害者虐待防止対策支援 ア 目的 障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容等 (ア) 虐待時の対応のための体制整備 (イ) 障害者虐待防止・権利擁護に関する研修の実施 (ウ) 専門性の強化 (エ) 連携協力体制の整備 (オ) 普及啓発 ウ 留意事項 都道府県は、研修の質の向上を図るため、別途、国が行う研修に担当職員や都道府県研修の講師となる者を参加させ、同研修を参考として、研修の実施方法や内容について検討を行う。</p> <p>(4) その他権利擁護支援 上記(1)から(3)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (同右)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） ア～イ（同右）</p> <p>(3) 一般就労移行等促進</p>	<p>(2) 成年後見制度法人後見支援 (略)</p> <p>(3) その他権利擁護支援 上記(1)及び(2)のほか、地域の要望に応じて都道府県の判断により支援を行うことができる。</p> <p>【就業・就労支援】 (1) 盲人ホームの運営 (略)</p> <p>(2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援） ア～イ（略）</p> <p>(3) 一般就労移行等促進</p>
---	--

<p>ア 目的 (同右)</p> <p>イ 事業内容 (ア) 働く障害者のための交流拠点支援 就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、就業後や休日集まって交流できる場を用意し、生活面の相談支援もあわせて実施する。</p> <p>(イ) 職場見学促進 (同右)</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 (同右)</p> <p>(エ) 地域連携の促進 各都道府県に地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけるための取組を支援する。</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等</p> <p>ア 目的 地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化や地域における就労移行支援事業所の強化を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。 また、就労移行支援事業所等に対して支援ノウハウの付与や研修、ネットワーク構築を促進するための支援を行う「就労移行支援事業所指導員」を障害者就業・生活支援センターに配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</p> <p>(5) その他就業・就労支援 (同右)</p>	<p>ア 目的 (略)</p> <p>イ 事業内容 (ア) 障害者一般就労・定着促進支援 就労移行支援事業者等が、既に就労している障害者に対して、勤務終了後に自主交流会を実施するなど、就労定着に資する支援を実施する。</p> <p>(イ) 職場見学促進 (略)</p> <p>(ウ) 離職・再チャレンジ支援助成 (略)</p> <p>(4) 障害者就業・生活支援センター体制強化</p> <p>ア 目的 地域の実情に応じて、障害者就業・生活支援センターの体制強化を図ることを目的とする。</p> <p>イ 事業内容 障害者就業・生活支援センターの体制強化を図るため、必置職員以外の職員（非常勤職員等）を配置するために必要となる賃金や諸経費等について助成する。</p> <p>(5) その他就業・就労支援 (略)</p>
---	---

<p>【重度障害者に係る市町村特別支援】</p> <p>1. 目的 （同右）</p> <p>2. 事業内容 （1）（同右） （2） 助成する額の範囲についてアに掲げる人数にイの額を乗じた金額の一定割合とする。 ア 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10%程度）を乗じて得た数を控除した数 イ 重度訪問介護の障害支援区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度</p> <p>（別記20）</p> <p>1～2 （同右）</p> <p>別紙2 （同右）</p>	<p>【重度障害者に係る市町村特別支援】</p> <p>1. 目的 （略）</p> <p>2. 事業内容 （1）（略） （2） 助成する額の範囲についてアに掲げる人数にイの額を乗じた金額の一定割合とする。 ア 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10%程度）を乗じて得た数を控除した数 イ 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度</p> <p>（別記20）</p> <p>1～2 （略）</p> <p>別紙2 （略）</p>
--	--

# 地域生活支援事業（必須事業のうち3事業）の実施状況



※コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

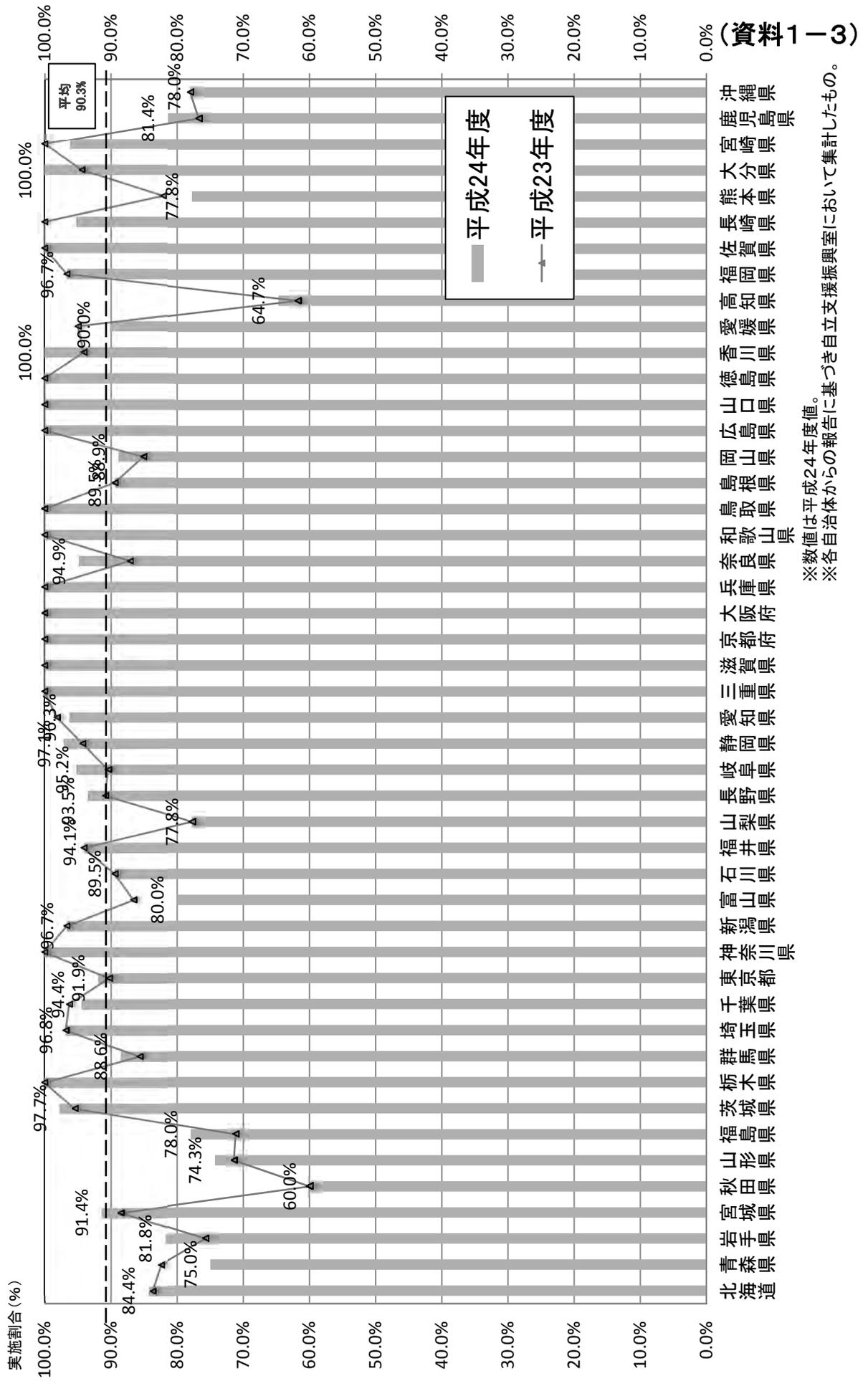
H24.4～H25.3	1,330/1,742	76.3%
-------------	-------------	-------

(資料1-2)

※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。  
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。  
 ※日常生活用具給付等事業については、実施割合がほぼ100%に達しているため、都道府県別の実施状況は添付していない。

## 移動支援事業の実施状況【都道府県別】

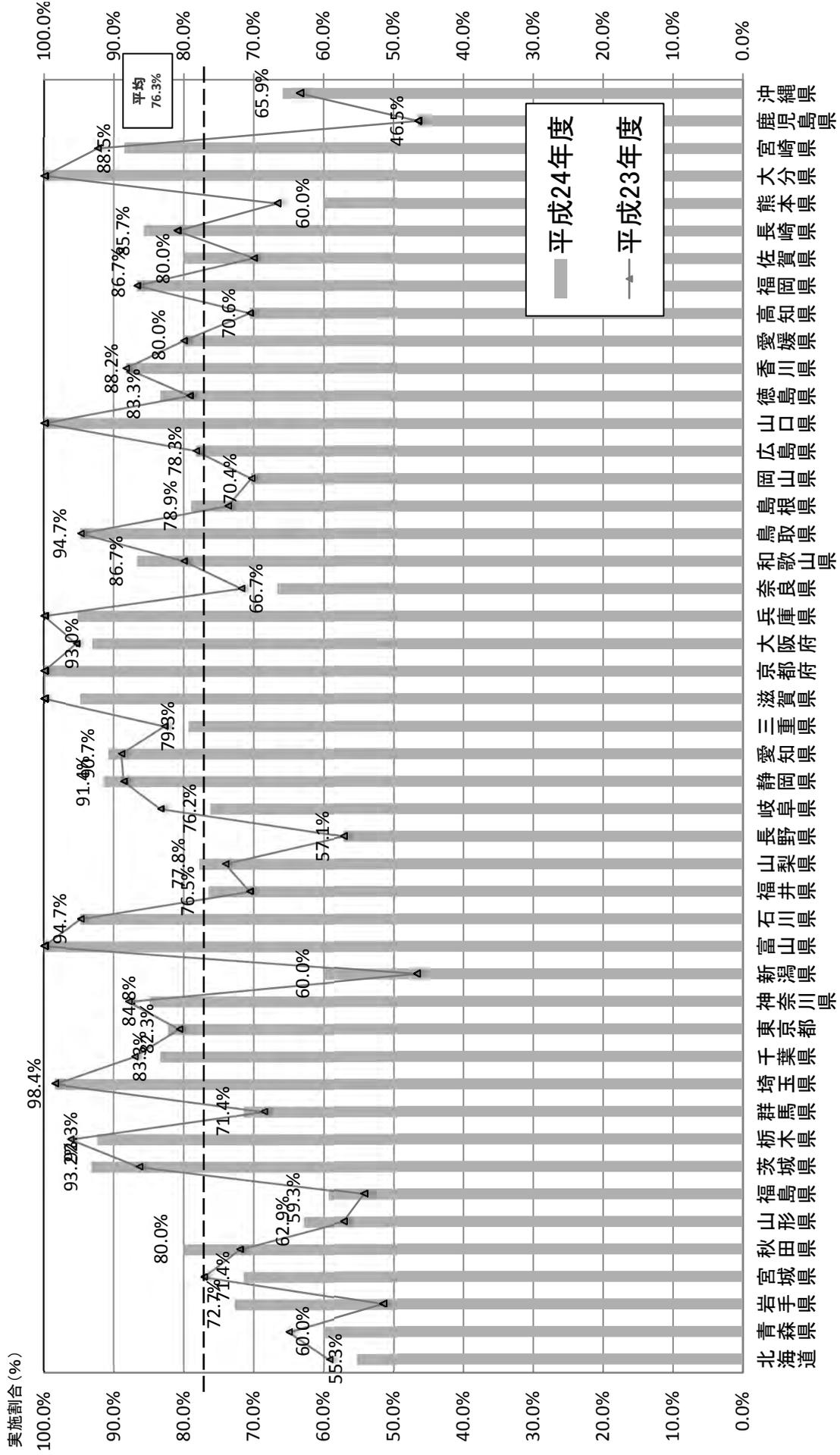
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,573市町村／1,742市町村（H25.3.31現在）で実施割合は90.3%である。



※数値は平成24年度値。  
※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

# コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

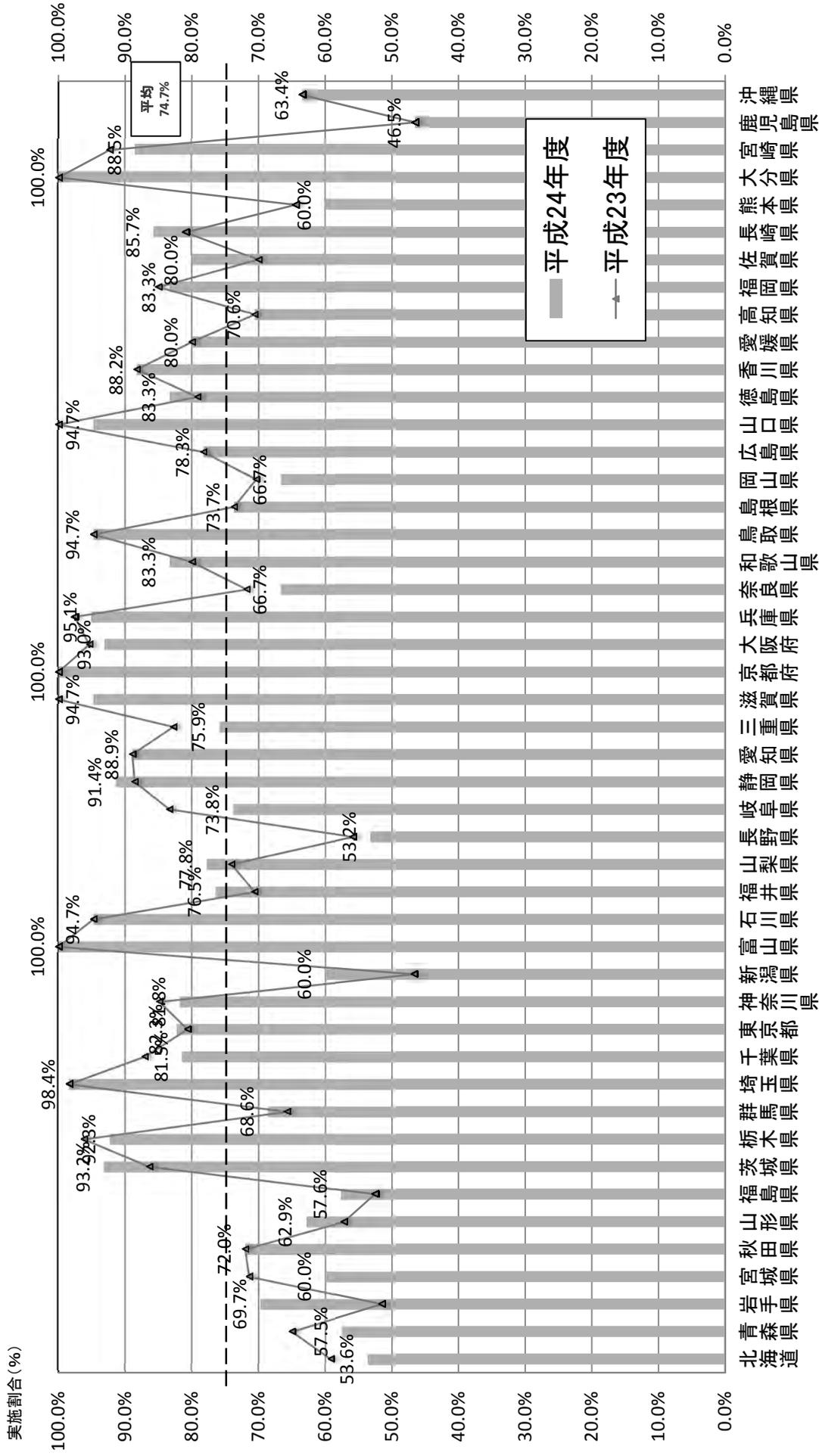
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,330市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は76.3%である。



※数値は平成24年度値。  
 ※各自自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

## 【都道府県別】実施状況【手話通訳者派遣事業】(内訳1)

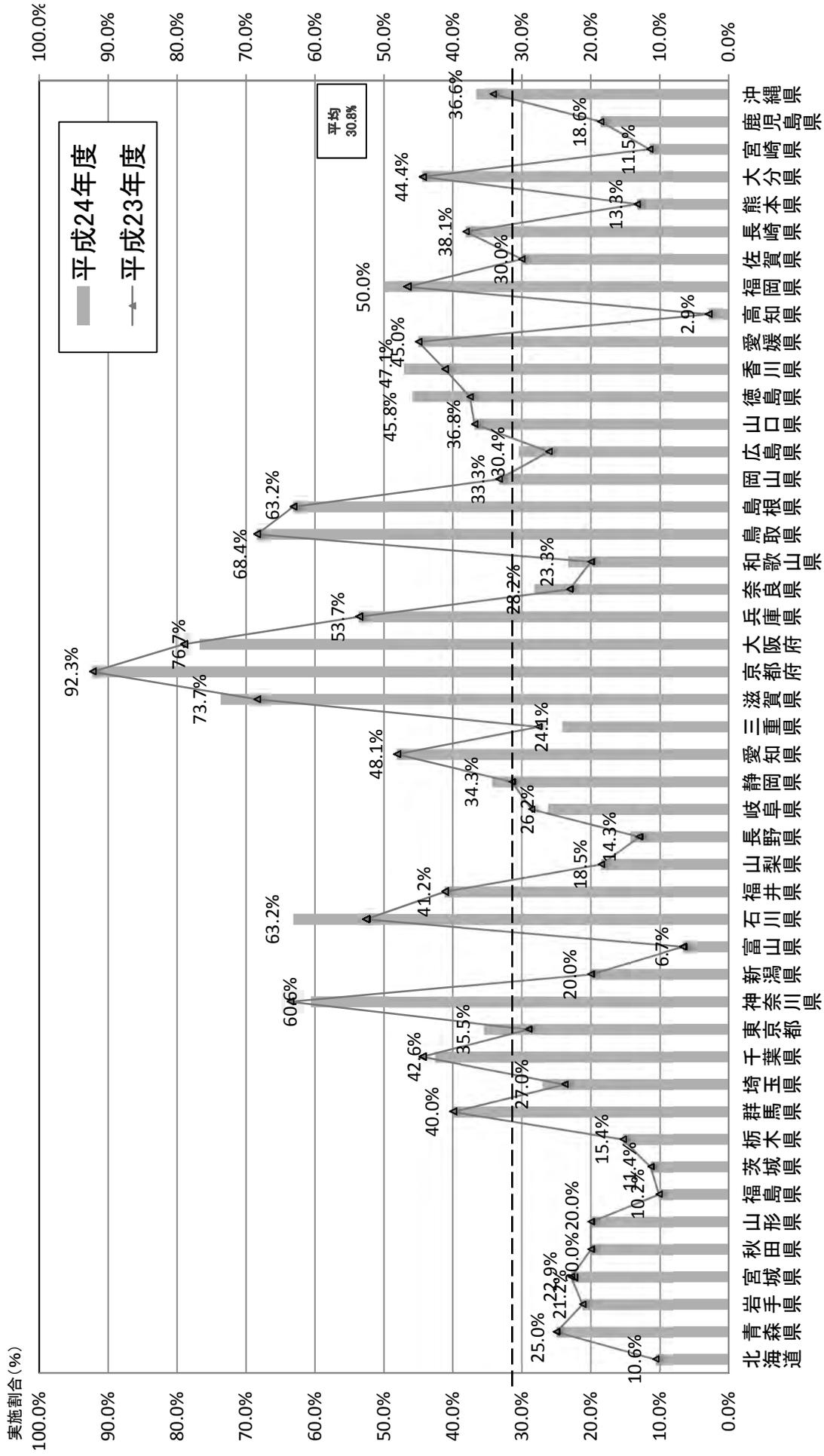
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,302市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は74.7%である。



※数値は平成24年度値。  
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものである。

## 【別府道都【状況実施設置者通話】(2内)】

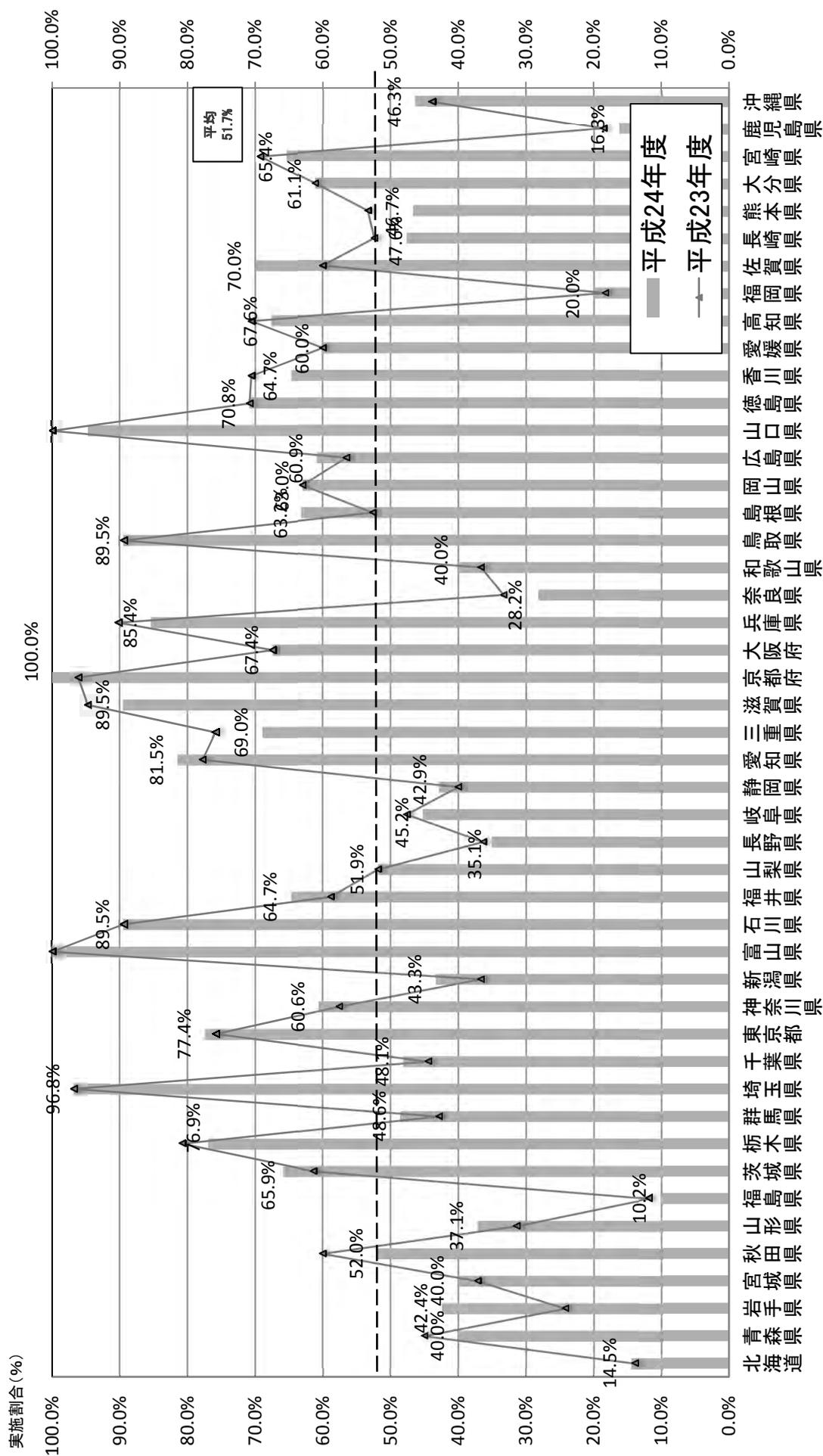
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では537市町村／1,742市町村(H25.3.31現在)で実施割合は30.8%である。



※数値は平成24年度値。  
 ※各自自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

## （内訳3） 要約筆者派遣事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では900市町村／1,742市町村（H25.3.31現在）で実施割合は51.7%である。

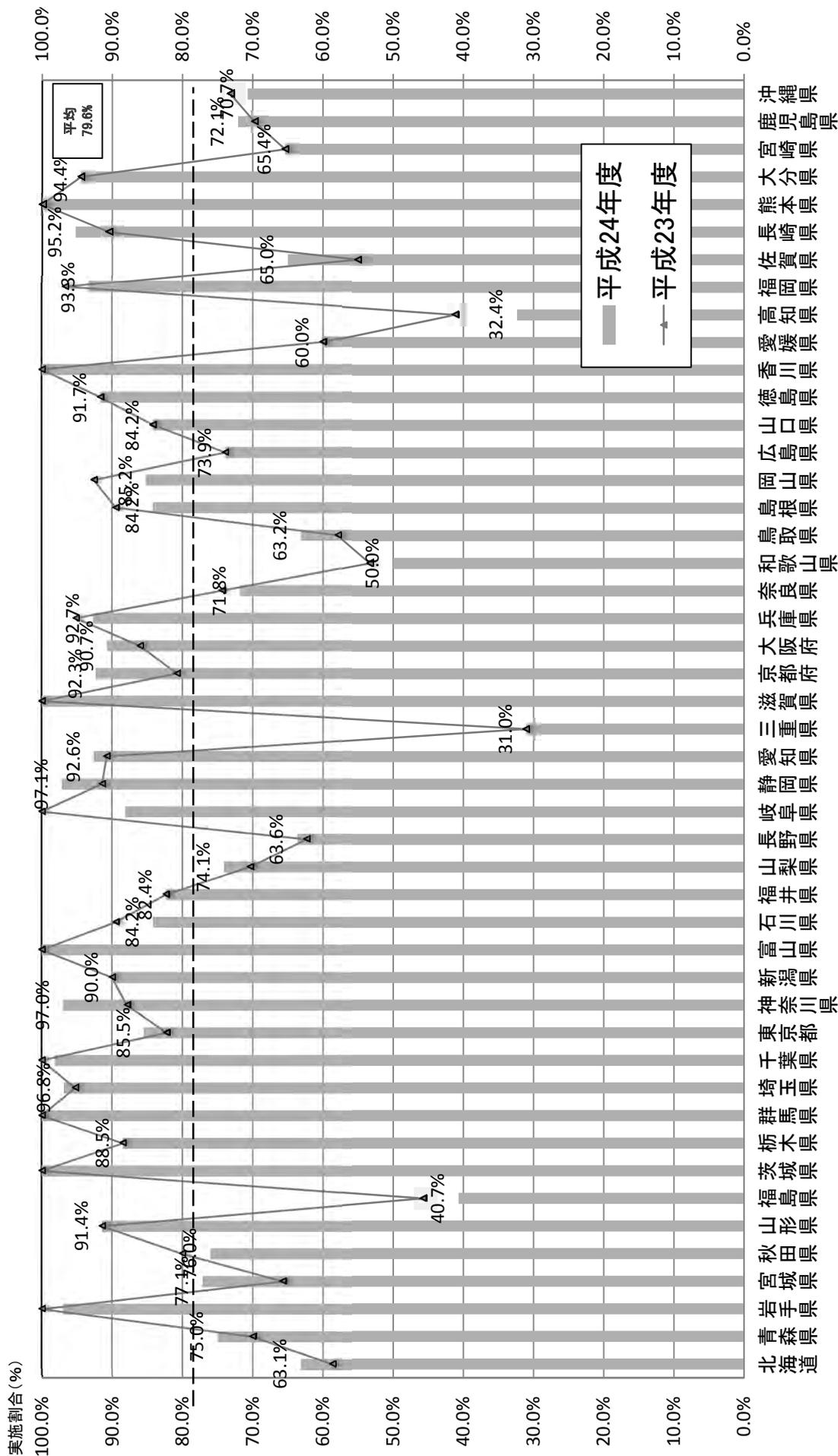


※数値は平成24年度値。

※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したも

# 地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,386市町村／1,742市町村（H25.3.31現在）で実施割合は79.6%である。

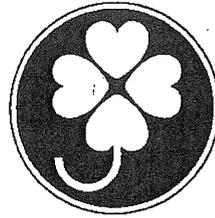


※数値は平成24年度値。  
 ※各自治体からの報告に基づき自立支援振興室において集計したものの。

## 障害者に関するマークについて



【障害者のための国際シンボルマーク】



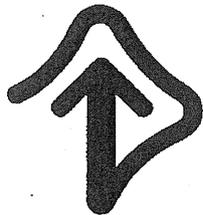
【身体障害者標識】



【聴覚障害者標識】



【盲人のための国際シンボルマーク】



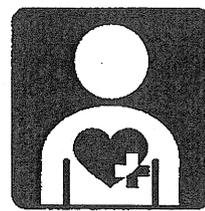
【耳マーク】



【ほじょ犬マーク】



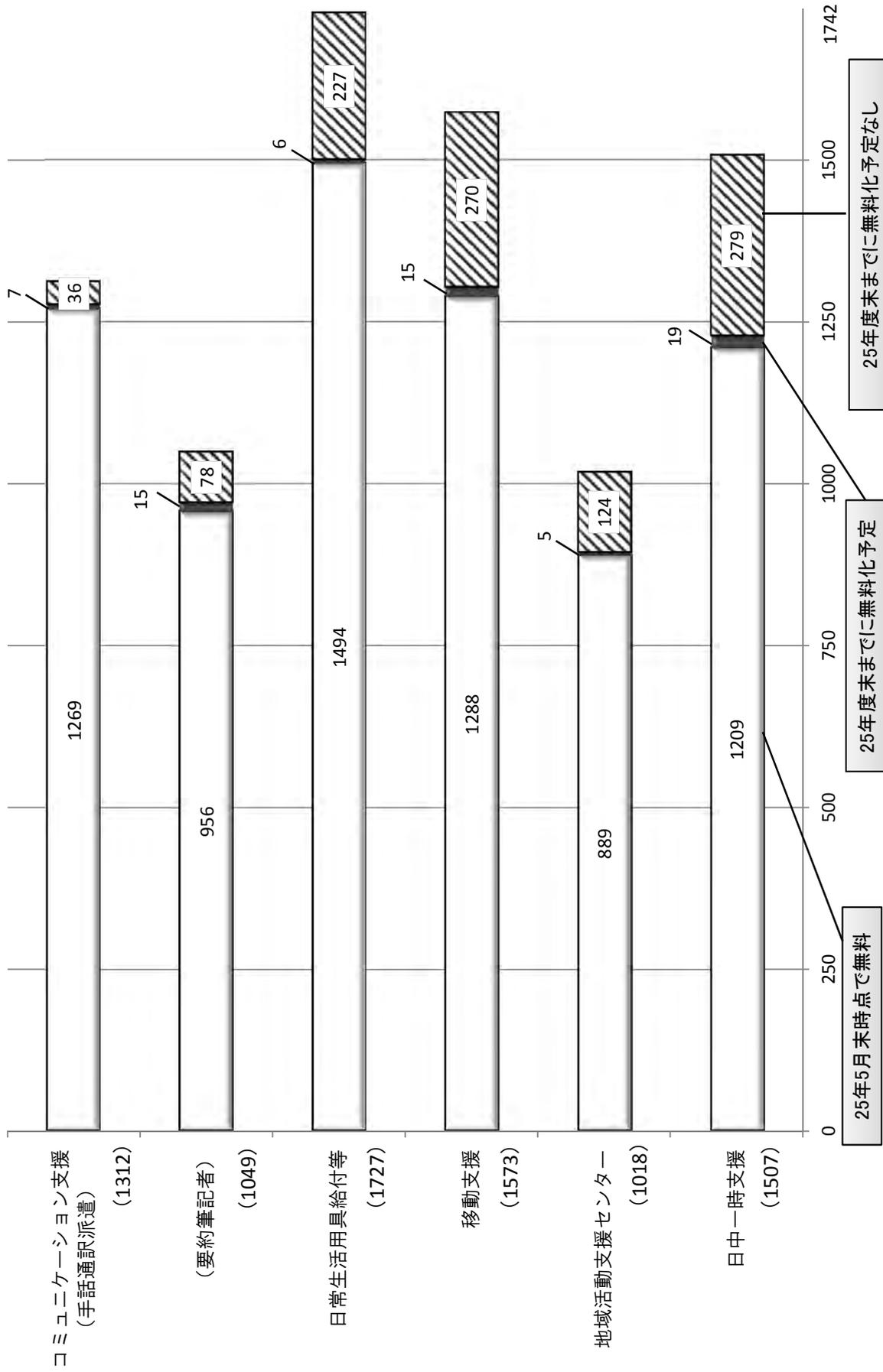
【オストメイトマーク】



【ハートプラスマーク】

これらのマークについて詳しくは、内閣府障害者施策ホームページ  
(<http://www8.cao.go.jp/shougai/mark/mark.html>)等を参照。

# 地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成25年度)



※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。

※2 数値は市町村数。

※3 「相談支援」、「手話通訳者設置」は実施市町村では全て無料化されているため、今年度から掲載していない。

(資料1-5)

## 失語症会話パートナー派遣事業（四日市市）

### 目 的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図ることが困難な失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

### 事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
  - ・ 定員30名。
  - ・ 対象者は、市内に住所又は勤務地を有している者。
  - ・ カリキュラムは講座5回と演習1回（選択制）で構成。
  - ・ 受講費用は1,000円（資料代）。
- (2) 失語症会話パートナーの登録
  - ・ (1)の失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了している者。
  - ・ 登録者数は37名（平成26年2月時点）。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
  - ・ 失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
  - ・ 派遣の実績は合計855時間（平成25年4月～26年1月の累計）。

※ なお、いずれもNPO法人障害者福祉チャレンジド・ネットに委託して実施。

### 【参考：失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回（5h）	会話パートナーとは 失語症の基礎 失語症から起こる様々な問題 コミュニケーションの取り方
第3回（3h）	コミュニケーションの工夫や手段 失語症者の症状に気付く
第4回（3h）	身体介助の方法 会話の工夫 グループ会話
第5回（2h）	困難ケース 「ありがたい」な対応を考える
演習①（2h）	「よっかいち失語症友の会：定例会」
演習②（1.5h）	「四日市市障害者福祉センター交流会」
演習③（2h）	「よっかいち失語症友の会：交流会」

- \* 演習①～③のうち、いずれか1回は参加が必要。
- \* 講座（1～5回）・演習（1回）に全て出席した者に修了証を授与。
- \* 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

		11受講		11修了		12受講		12修了		13推薦		13受講		13修了		修了者 累計
		東日本	西日本													
01	北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		5		11
02	青森県	3		3		1		1		2		2		2		6
03	岩手県	5		5		2		2		2		2		1		8
04	宮城県	1		0		1		1								1
05	秋田県	1		1		3		1								2
06	山形県	1		1		6		6		1		1		1		8
07	福島県	2		2		2		2		1		1		1		5
08	茨城県	3		3		4		4		1		1		1		8
09	栃木県	6		6		12		11		4		4		3		20
10	群馬県	4		4						1		1		1		5
11	埼玉県	9		9		6		6		6		6		6		21
12	千葉県	5		5		6		4		2		2		2		11
13	東京都	5		5		2		2		6		5		5		12
14	神奈川県	16		16		8		7		13		13		11		34
15	新潟県	2		2		5		4		4		4		4		10
16	富山県	1		1		3		3			2		2		1	5
17	石川県		4		4		2		2		2		2		2	8
18	福井県		3		3		2		2		2		2		2	7
19	山梨県	1		1		1		1		1		1		1		3
20	長野県	6	0	6	0	2	1	2	1	4	1	4	1	4	1	14
21	岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	4	2	17
22	静岡県	3		3		3		3		5		4		3		9
23	愛知県		5		5		6		6	3	4	3	4	2	4	17
24	三重県		4		3		6		6		3		3		3	12
25	滋賀県		4		4		4		3		4		3		3	10
26	京都府		5		5		4		4		5		5		5	14
27	大阪府		5		5		10		10		15		9		9	24
28	兵庫県		5		4		5		5		13		9		9	18
29	奈良県		4		3		3		2		5		3		3	8
30	和歌山県		4		4		4		4		4		3		1	9
31	鳥取県		4		4		2		2		2		2		1	7
32	島根県		4		4		3		3		2		2		1	8
33	岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	1	3	12
34	広島県		5		5		5		4		6		4		4	13
35	山口県	8		8		6		6		2	7	2	4	2	4	20
36	徳島県		3		3		2		2		2		2		2	7
37	香川県															0
38	愛媛県		2		2		1		1		2		2		2	5
39	高知県		1		1	2		2			2		2		2	5
40	福岡県		5		5		3		3		4		4		4	12
41	佐賀県		1		1						1		1		1	2
42	長崎県		4		4	1	2	1	2	4	1	4	1	4	1	12
43	熊本県		4		3						3		3		3	6
44	大分県		2		2						4		3		3	5
45	宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3	1	3	13
46	鹿児島県		3		3											3
47	沖縄県		1		1	1		1		1		1		1		3
		89	90	87	86	82	81	74	78	74	104	72	84	66	79	470

※2013年度の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

第 J O A - H 2 6 - 2 号

平成 2 6 年 2 月 1 7 日

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

企画課 自立支援振興室長

君島 淳二 様

公益社団法人 日本オストミ

協会  
会長 高石 道明



### ストーマ装具の呼称に関する要望

日頃、オストメイトをはじめ障害者の自立支援の施策に積極的に取り組んでいただいていることに対し、深く敬意を表し感謝申し上げます。

市区町村が実施している日常生活用具給付事業に関して、1点改善を要すると思われる事項がありますので、下記の通り取り扱われるよう要望いたしたく、ご検討の上よろしく対処くださるようお願いいたします。

#### 記

要望事項：市区町村の日常生活用具給付事業の実施に当たり、給付対象者向けの文書（給付申請・決定通知書など）や窓口での説明などにおいて、蓄便（袋）あるいは蓄尿（袋）の用語を用いないようにすること。

具体的には、ストーマ装具（消化器系）及びストーマ装具（尿路系）として、コロストーマ及びウロストーマ用の装具を区別する。

要望理由：排泄に障害を負ったオストメイトの心理的な抑うつをできるだけ軽減する配慮をする必要がある。

なお、当協会の支部によっては、すでに市町村に対して同様の要請を行って、改善をみているところもあることを申し添えます。

以上

難病患者等日常生活用具給付事業と障害者総合支援法の日常生活用具と補装具の関係

難病患者等日常生活用具の対象種目	障害者総合支援法上の対応	備考
便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
特殊マット	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊寝台	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
特殊尿器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
体位変換器	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
入浴補助用具	日常生活用具(自立生活支援用具)	
車椅子(電動車椅子も含む)	補装具(車椅子、電動車椅子)	
歩行支援用具(手すり、スロープ等)	日常生活用具(自立生活支援用具)	
歩行支援用具(歩行器)	補装具(歩行器)	
電気式たん吸引器	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
意思伝達装置	補装具(重度障害者用意思伝達装置)	
ネブライザー	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	
移動用リフト	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	
居宅生活動作補助用具	日常生活用具(居宅生活動作補助用具)	
特殊便器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
訓練用ベッド	日常生活用具(介護・訓練支援用具)	障害児のみに限定しない配慮が必要。
自動消火器	日常生活用具(自立生活支援用具)	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	日常生活用具(在宅療養等支援用具)	対象種目とする配慮が必要。
整形靴	補装具(靴型装具)	

(資料1-9)

## (資料1-10)

21年12月15日  
障害保健福祉部  
自立支援振興室  
地域生活支援係

### 「地域活動支援センター機能強化事業」の見直しの基本的な考え方について はじめに

昨年度、会計検査院の現地検査において、ある市町村で地域活動支援センター機能強化事業の算定にあたり、基礎的事業と機能強化事業の事業費の算定が不適当とする事案が指摘されました。

そのため、当室より、本年9月の全国会議において各市町村へ自己点検をお願いしたところです。

その際、一部の都道府県から、チェックシートのようなものを提示できないかとする意見が述べられたことから、今回、各市町村における自己点検及びそれに伴う見直し作業にあたっての技術的な助言として以下の考え方の整理をお伝えすることとしたものです。

なお、参考として具体的な会計検査院の指摘の概要についても周知します。

## 1 地域活動支援センター機能強化事業の基本的考え方について

### ○機能強化事業の区分基準

「基礎的事業」と「機能強化事業」の区分については、本来はその機能強化に着目した「実質基準」で判断すべきであるため、その判断の具体的な判断基準を示すこととするが、別途簡易な方法として「形式基準」での判断も可能と考える。

#### (1) 実質基準と形式基準

##### ① 「実質基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を区別しないで交付している場合、事業者の行っている事業の内容によって、基礎的事業と機能強化事業を実質的に判断するもの。

### ○機能強化事業の実質的な判断の内容

具体的な例としては、

§ 専門的な職員等を配置している場合。

(例)・対象者の障害特性に応じた特別な支援が必要な場合、その資格を有する職員を加配。

・医療福祉分野の社会基盤との連携強化や地域ボランティア育成等のた

めの職員を加配。

§ 基礎的事業以外の事業を行っている場合。

(例)・基礎的事業以外の利用者支援事業

- ・障害特性に応じて実施する事業
- ・基礎的事業以外の施設外支援(通院・入院支援、就労支援など)
- ・家族支援 など

§ 高度な支援を必要とする障害者を受け入れて支援を行っている場合

※ 個別事例について疑義がある場合は、当室へ相談して下さい。

② 「形式基準」

当該市町村が補助(委託)事業者へ交付する際に、国の補助金の対象となる事業と独自の事業を別の要綱に定めるなど、区分けして交付している場合、その区分けによって、基礎的事業と機能強化事業を形式的に判断するもの。

なお、当該市町村が小規模作業所へ補助している場合、地域活動支援センターへの交付額が同規模の作業所へ交付する金額を超えて補助を実施している場合において「機能強化の内容を明確に説明できる場合」、その差額を形式的に機能強化事業と区分けすることも可と考える。

※上記の場合、当然のことながら差額についても合理的な説明を可能としておくことを必要と考える。

(2) 金額算定方法について

実質基準による場合、当該追加経費の内容を明細として準備しておくこと。

形式基準については、同規模の小規模作業所に対する補助額との比較表(差額が算出されるもの)を準備しておくこと。

(補助金の精算時の添付資料とすることについて、別途検討中です)

2 チェックシート(参考例)について

別添の参照資料をご覧下さい。

### 3 会計検査院指摘事案の概要

昨年度、会計検査院による市町村の実地検査の際に、A市における地域生活支援事業のうち、「地域活動支援センター機能強化事業」の事業費算定について指摘を受けたものです。

#### (指摘内容)

- ・ A市においては、何ら積算根拠もないまま単純に600万円を地域活動支援センターの事業費から控除した残額を機能強化事業の事業費として計上。
- ・ 600万円については、「国から示された」という理由しか説明されなかった。

(注)A市は、平成17年12月26日の障害保健福祉関係主管課長会議で示された資料を根拠として提示した。

#### (処理内容)

会計検査院から指摘を受けた事案は自立支援法施行後に地域活動支援センターへ移行した作業所であったが、従前の補助水準額などを参考に機能強化事業の事業費を算定し直すこととした。

(別添)

### 見直し後の「チェックシート」の例

現在、お願いしている地域生活支援事業の実施要綱の見直し等にあたって、自己点検用に以下のチェック項目を例示します。見直しの考え方が生かされているか否かの自己点検用にご使用下さい。

#### 【地域活動支援センター機能強化事業の自己点検におけるチェックシート】

##### 《助成額》

- 過去に当室より例示した金額(17年12月の課長会議資料で例示した補助額)を根拠に区分していないか。
- 区分した基礎的事業の額が同一市町村における同規模の小規模作業所への助成額を下回っていないか。
- 従来、小規模作業所として助成していた場合、機能強化事業を基礎的事業(交付税措置)の上乗せではなく、その基礎的事業分を減額し、トータルで小規模作業所と同額又は減額していないか。

##### 《機能強化事業について対外的な説明が可能となっているか》

- 機能強化事業として職員の加配を行う場合、専門的な資格をもつ職員又は機能強化事業を行うための職員を加配しているか。
- 基礎的事業の事業内容が定められているか。
- 機能強化事業の事業内容が定められているか。

##### 《型式要件》(補助要綱等を区分している場合)

- 基礎的事業部分と機能強化事業部分の事業費が明確に区分けされているか。

(資料2-1)

## 聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成25年4月1日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定	都道府県(市)	設置	設置予定
北海道			広島県		平成27年度以降
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県		平成26年度以降	香川県	○	
秋田県			愛媛県	○	
山形県			高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県		平成26年度以降
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県		平成27年度以降	静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府		平成27年度以降	京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県			広島市		
島根県	○(2箇所)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			計	46	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱新旧対照表(案・抜粋)

1 区分		2 種目	3 基準額	4 対象経費					5 補助率
1~4		点字図書館等事務費	次に掲げる額の合算額 1 一般事務費 専任職員数別、級地別に1施設当たり年額として次に掲げる額	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等					5/10
1~4		点字図書館等事務費	次に掲げる額の合算額 1 一般事務費 専任職員数別、級地別に1施設当たり年額として次に掲げる額	点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営のために必要な報酬、給料、職員手当、賃金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料及び備品購入費等					5/10
1 区分		身体障害者保護費負担金		3の(1)のイに該当する施設の場合(法第28条第1項及び第2項に基づき設置される施設)					
専任職員数		18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	左記以外
人		千円 6,355	千円 6,222	千円 6,089	千円 6,000	千円 5,911	千円 5,822	千円 5,689	千円 5,556
1		11,334	11,077	10,820	10,648	10,477	10,305	10,048	9,791
2		15,233	14,879	14,525	14,290	14,054	13,818	13,464	13,111
3		20,212	19,734	19,257	18,938	18,620	18,301	17,823	17,346
4		24,111	23,537	22,962	22,580	22,197	21,814	21,240	20,666
5									
1 区分		身体障害者保護費負担金		3の(1)のイに該当する施設の場合(法第28条第3項に基づき設置される施設)					
専任職員数		18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	左記以外
人		千円 6,717	千円 6,575	千円 6,432	千円 6,337	千円 6,242	千円 6,147	千円 6,004	千円 5,861
1		11,923	11,651	11,378	11,197	11,015	10,834	10,561	10,289
2		15,995	15,621	15,248	14,999	14,750	14,502	14,128	13,755
3		21,201	20,698	20,195	19,859	19,524	19,188	18,685	18,182
4		25,272	24,668	24,064	23,662	23,259	22,856	22,252	21,648
5									
		(注) 1 地域区分は次によること。							
		(1) ~ (7) (略)							

新

旧

身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱

身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱

1~4

1~4

身体障害者福祉費補助金	障害者文化芸術活動振興事業	18/100	千円	5,071	15/100	千円	4,950	12/100	千円	4,829	10/100	千円	4,748	8/100	千円	4,667	6/100	千円	4,587	3/100	千円	4,466	左記以外	千円	4,345
		一人当たり加算額	4,829	4,950	4,829	4,748	4,667	4,587	4,466	4,345															
		2～7 (略)																							
		1～2 (略)																							
		1～2 (略)																							
		10/10																							

5～14 (略)

(別紙1) (略)

別紙様式1～9 (略)

3の(1)のアに該当する施設の場合(法第28条第1項及び第2項に基づき設置される施設)																								
地域区分	18/100	千円	4,822	15/100	千円	4,707	12/100	千円	4,592	10/100	千円	4,516	8/100	千円	4,439	6/100	千円	4,363	3/100	千円	4,248	左記以外	千円	4,133
一人当たり加算額	4,822	4,707	4,592	4,516	4,439	4,363	4,248	4,133																
3の(1)のイに該当する施設の場合(法第28条第3項に基づき設置される施設)																								
地域区分	18/100	千円	5,054	15/100	千円	4,934	12/100	千円	4,813	10/100	千円	4,732	8/100	千円	4,652	6/100	千円	4,571	3/100	千円	4,450	左記以外	千円	4,330
一人当たり加算額	5,054	4,934	4,813	4,732	4,652	4,571	4,450	4,330																
		2～7 (略)																						
		障害者スポーツ・文化芸術活動振興事業																						
		1～2 (略)																						
		1～2 (略)																						
		10/10																						

5～14 (略)

(別紙1) (略)

別紙様式1～9 (略)

## 視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

### ○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約62万件）として広く活用されています。

また、15万タイトルの点字データを保有し、5万タイトルのデイジーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

### ○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地元の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

### ○ポータルサイト・ゲストページ

お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽しくなる機能を備えています。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場です。

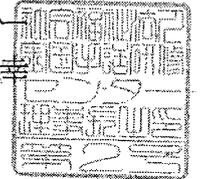
2013年12月19日

各都道府県民生主管部(局)長 殿  
(意思疎通支援事業担当者様)

一般財団法人全日本ろうあ連盟  
理事長 石野 富志三郎



社会福祉法人全国手話研修センター  
理事長 黒崎 信幸



### 手話奉仕員及び手話通訳者養成講座の新テキスト及び定価について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より、私ども聴覚障害者の福祉向上にご理解ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご存知の通り2013年4月より意思疎通支援事業の手話奉仕員及び手話通訳者養成事業は必須事業となっており、意思疎通支援事業を完全実施するには、手話奉仕員及び手話通訳者の養成をより強化していく必要があります。

一般財団法人全日本ろうあ連盟、及び社会福祉法人全国手話研修センターでは、1998年7月に「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム」(厚生労働省大臣官房障害保健福祉部)が導入されて以来、厚生労働省カリキュラムに準拠して手話奉仕員及び手話通訳者養成講座テキスト等を発行、普及してまいりました。

そして、このたび手話奉仕員及び手話通訳者養成講座テキスト及び指導書(発売:一般財団法人全日本ろうあ連盟、発行:社会福祉法人全国手話研修センター)を厚生労働省カリキュラムに準拠して、受講者が学習しやすいように全面改訂いたしました。

改訂内容につきましては、導入以降の15年にわたる全国の養成経験を踏まえた上で、手話通訳者養成講座の新テキストは、意思疎通支援事業の担い手である手話通訳者の拡充を効果的に図るべく、これまでの手話奉仕員養成テキストの一部を組み入れるなどの改訂を行い、講座時間を30時間ほど増やしました。手話奉仕員養成講座の新テキストは市町村で学習しやすいよう、入門と基礎を統合しました。

つきましては、事業の意義に鑑み、手話通訳者養成講座時間増への予算の増額にご高配賜りますとともに、既に手話奉仕員養成事業を実施している市町村におかれましては、これまでの講座の質を落とすこと無く、現状維持に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、本件の詳細につきましては、都道府県聴覚障害者協会もしくは市町村聴覚障害者協会と協議いただければ幸いです。また、表題の件につきまして市町村への通知並びに周知のご高配をお願い申し上げます。

## 記

### <添付資料>

1. 手話奉仕員及び手話通訳者養成講座 厚生労働省カリキュラムと現テキスト・新テキスト構成（実技編） 対比表と詳細版
2. 新テキスト（講義編）構成表
3. 新テキストの価格表
4. 新テキストの表紙

### <連絡先>

一般財団法人全日本ろうあ連盟（担当：瀬川・多田）

〒162-0801

東京都新宿区山吹町130 SKビル8F

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

社会福祉法人全国手話研修センター（担当：井谷・河井・神村）

〒616-8372 京都市右京区嵯峨天龍寺広道町3-4

TEL 075-873-2646 FAX 075-873-2647

手話奉仕員及び手話通訳者養成講座  
厚生労働省カリキュラムと現行テキスト・新テキスト構成（実技編）対比表

	厚生労働省カリキュラム			現行テキスト		新テキスト	
奉仕員	入門	70時間	30時間	47講座 70.5時間	20講座 30時間	40講座 60時間	18講座 27時間
	基礎		40時間		27講座 40.5時間		22講座 33時間
通訳者	基本	78時間	30時間	52講座 78時間	20講座 30時間	72講座 108時間	通訳Ⅰ 32講座 48時間
	応用		30時間		20講座 30時間		通訳Ⅱ 30講座 45時間
	実践		18時間		12講座 18時間		実践（仮称） 10講座 15時間
総計		148時間		148.5時間		168時間	

※ 実践テキスト（仮称）は、平成25年度26年度の2年間で開発予定。従って、10講座15時間は事務局案であり変更もあり得る。

厚生労働省カリキュラムと現行テキスト・新テキスト構成（実技編）

厚生労働省カリキュラム			現行テキスト			新テキスト案		
時間(h)	教科名	目的	内容	時間(h)	講義数	時間(h)	研修数	内容
3	表現基礎練習	1 手話習得に必要な基礎表現能力を習得する 2 コミュニケーション意欲を高める	1 物の形や動作の模倣 2 身振りの表現での伝達(表情・強弱等)	【入門】 1 単語レベルで伝える 2 メッセージで伝える	3	2	2	1 身振りの表情・指さしを工夫して伝える 2 身振りの表情・指さしを工夫して伝える
11	手話による表現(1) 自己表現	1 簡単な手話表現ができる技術を習得する 2 手話語彙を習得する	1 挨拶・自己紹介(名前表現) 2 自己紹介(家族の表現) 3 自己紹介(趣味の表現) 4 数字・自己紹介年齢・誕生日の表現 5 職業・自己紹介(仕事の表現) 6 自己紹介(住所の表現) 7 空間表現(位置・方向) 8 指文字表現 9 総合練習(自己紹介)	名前(指文字) 4 家族 5 趣味 6 数字 7 仕事 8 家の紹介 9 自己紹介まとめ・指文字復習	10.5	7	7	3 名前を紹介しましょう 4 家族を紹介しましょう 5 数字を使って話しましょう 6 趣味について話しましょう 7 仕事について話しましょう 8 住所を紹介しましょう 9 自己紹介をしましょう～まとめ～
入門 30 H	手話による表現(2) 対話の基礎練習	1 会話に必要な疑問の表現・読み取り等対話の基礎技術を習得する 2 手話の語彙を習得する	1 曜日表現、年・月・日、時間表現 2 疑問詞表現	10 1日 11 1カ月 12 1年 13 新年会 14 旅行	7.5	5	5	10 一日のことを話しましょう 11 一月のことを話しましょう 12 一年のことを話しましょう 13 パーティのことを話しましょう(疑問詞まとめ) 14 旅行のことを話しましょう(疑問詞まとめ)
6	手話による表現(3) 会話練習	1 習得した手話語彙や手話表現技術を使っての会話を練習する。 2 聴覚障害者の生活場面における誤解を理解し、必要な手話語彙を習得する	1 家族との会話練習 2 医療現場での会話練習 3 教育現場での会話練習	15 あしたの予定は(家族の会話) 16 お元気ですか(近所の人と病院会話) 17 食事に行こう(職場での会話) 18 どうしたんですか(保育所での会話)	6	4	4	15 病院のことを話しましょう 16 学校のことを話しましょう 17 職場のことを話しましょう
3	総合練習	1 習得した手話語彙や手話表現を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る 2 聴覚障害者のとの手話による会話を通じ実践的なコミュニケーション能力を習得する	1 聴覚障害者と受講者のグループによる手話劇等の発表 2 聴覚障害者との手話によるフリーディスカッション	19・20 まとめ(手話劇・スピーチ・フリーディスカッション)	3	2	2	18 まとめ(スピーチ・フリーディスカッションなど)
22	手話の基本文法	1 日本の手話の基本文法を習得することにより、表現能力及び読み取り能力のレベルアップを図る 2 手話語彙を習得する	1 真体的表現技術 2 置き換え表現技術 3 手や顔・身体表現 4 格の決定① 5 2人での位置関係 6 格の決定② 7 3人以上での位置関係 8 格の決定③ 指さし 9 格の決定④ 上体移動 10 格の決定⑤ 主要動 11 空間活用① 前後・左右・上下 12 空間活用② 組み合わせ活用 13 同時性 14 同時活用③ 代理的表現 15 繰り返し表現 16 指の代理的表現 17 指の返し 18 基本文法のまとめ1 19 基本文法のまとめ2	【基礎】 1 真体的表現① 2 真体的表現② 3 置き換えの表現 4 表情 5 主語の明確化① 6 主語の明確化② 7 主語の明確化③ 8 主語の明確化④ 9 空間活用① 10 空間活用② 11 同時性 12 単語や文の代理的表現 13 繰り返し表現 14 基本文法のまとめ1 15 基本文法のまとめ2	22.5	15	15	19 表情 強弱 速度 20 真体的表現①(様子や形) 21 真体的表現②(動き) 22 まとめ 23 主語の明確化① 位置方向 24 主語の明確化② 位置方向 25 主語の明確化③ 役割切替 26 主語の明確化④ 指さし 27 まとめ 28 空間活用① 左右・前後の活用 29 空間活用② 上下・視線の活用 30 同時性 31 指の代理的表現 32 繰り返し 強調 33 置き換え 34 まとめ 35 基本文法のまとめ① 36 基本文法のまとめ②
					合計	60	H	

基礎		現行テキスト		新テキスト案	
3	総合練習	1 聴覚障害者との手話によるフリーディスカッション 2 手話による意見発表	16 聴覚障害者とのフリーディスカッション 17 手話による意見発表	3 2	37 ろう舌の手話スピーチを身ましよう 38 みんなで話し合おう 39 ろう舌と話あってみよう 40 まとめの学習(選択学習)
12	基本文法の応用	1 置き換え表現技術 2 格の決定① 位置と方向、2人での位置関係 3 格の決定② 3人以上の位置関係、視線等の表現 4 格の決定③ 指さし、上体移動 5 空間活用① 前後、左右、上下、組み合わせ活用 6 空間活用② 代理的活用 7 同時表現 両手の活用 8 指の代理的表現	18 レベルアップ講座 具体的表現 19 レベルアップ講座 手・顔・身体表現 20 レベルアップ講座 格の決定① 位置・方向・指さし 21 レベルアップ講座 格の決定② 体の向き 22 レベルアップ講座 空間活用① 左右・前後・上下 23 レベルアップ講座 空間活用② 視線・指さし 24 レベルアップ講座 両手の活用と繰り返し表現 25 レベルアップ講座 指の代理的活用 26 総合表現 手話劇の創作 27 総合表現 手話劇の発表	10.5 7	1 手話の特徴① 「指の代理的活用」 2 手話の特徴② 「具体的表現」 3 手話の特徴③ 「指さし・表情」 4 手話の特徴④ 「繰り返し表現」 5 手話の特徴⑤ 「主語の明確化」 6 手話の特徴⑥ 「まとめの学習1」 7 手話の特徴⑦ 「まとめの学習2」
3	総合練習	1 習得した手話言葉や基本文法を基に相手に伝達する能力のレベルアップを図る 2 聴覚障害者との手話による会話を通じた実践的なコミュニケーション能力を習得する	1 聴覚障害者と受講者のグループによる手話劇等の発表 2 フリーディスカッション	3 2	8 手話通訳の現場から学ぼう
11	手話通訳能力の向上(1)	1 手話通訳に必要な表現能力を習得する 2 メッセージ意識能力の向上を図る 3 要約能力の向上を図る 4 手話言葉を習得する	1 ビデオ、録音テープによるシャドレーニング 2 聴覚障害者の手話シャドレーニング 3 ビデオ、録音テープによるサマリートレーニング	1.5 1	9 聞き取りの通訳「担任の宿いさつ」 10 場面通訳「パソコンの修理」 11 場面通訳「運失届け」 12 電話通訳「キャンペーン場の予約」 13 文書を要約① 14 文書を要約② 15 話を聞いてチャラシ作成 16 話を聞いて要約(入学式来賓祝辞)
9	手話通訳の技術(基本)	1 手話通訳に必要な基本技術を習得する 2 手話言葉を習得する	1 逐次通訳技術の習得(聞き取り) 2 逐次通訳技術の習得(読み取り) 3 同時通訳技術の習得(聞き取り) 4 同時通訳技術の習得(読み取り)	7.5 5	17 読み取りの通訳①「ろう協の活動」 18 読み取りの通訳②「趣味・スポーツ」 19 読み取りの通訳③「仕事」 20 読み取りの通訳④「地域の交流」 21 読み取りの通訳⑤「デイサービスの1日」 22 手話を見て要約① 23 手話を見て要約② 24 聞き取りの通訳① 25 講演「生活用火災警報器」 26 聞き取りの通訳②「子どもボランティア」 27 聞き取りの通訳③「学習会」「不在者投票」 28 聞き取りの通訳④「職場の研修会」「5S活動」 29 聞き取りの通訳⑤「PTAの学習会」「生きる力を育てる」

厚生労働省カリキュラム		現行テキスト		新テキスト案	
10	場面上における手話通訳技術(1)	1 申請場面での通訳練習 2 電話の通訳練習 3 あいさつ場面での通訳練習 4 面接場面での通訳練習 5 会議場面での通訳練習	17 場面通訳(求職相談) 18 場面通訳(デューダ-の交付申請) 19 場面通訳(夏祭りの実行委員会) 20 場面通訳(乳児訪問)	6	4
11	手話通訳能力の向上(2)	1 手話通訳に必要な表現能力を習得する 2 メッセージ構成能力の向上を図る 3 要約能力の向上を図る 4 手話通訳を習得する	1 要約一語を聞いて要約①(ホームヘルパー) 2 要約一語を聞いて要約②(キャッチセールス) 3 要約一語を聞いて要約③(パルニレの木) 4 要約一語を聞いて要約④(ことわざ) 5 要約一語を聞いて要約⑤(職言センターの紹介) 6 要約一語を聞いて要約⑥(子どもたちに理解を) 7 要約一語を聞いて要約⑦(仕事の体験談)	105	7
9	手話通訳の技術(応用)	1 逐次通訳技術の習得(聞き取り) 2 逐次通訳技術の習得(読み取り) 3 同時通訳技術の習得(聞き取り) 4 同時通訳技術の習得(読み取り)	8 聞き取りの通訳①(政見放送) 9 聞き取りの通訳②(健康講座) 10 聞き取りの通訳③(料理教室) 11 読み取りの通訳①(ろう学校の思い出) 12 読み取りの通訳②(大会宣言) 13 読み取りの通訳③(近所付き合い)	9	6
10	場面上における手話通訳技術(2)	1 通訳場面上における遵守事項、留意事項を習得する 2 通訳場面上における個別の通訳技術を習得する 3 手話通訳を習得する	14 事例研究①「福祉講座」 15 事例研究②「マンションの理事会」 16 事例研究③「職場のトラブル」 17 事例研究④「内科受診」 18 場面通訳①「速度違反の取り調べ」 19 場面通訳②「診察前の問診」 20 場面通訳③「QCサークルの会議」	45 H 合計 93 H	18 12
18	手話通訳実習	1 模擬通訳場面練習(通訳事例研究) 2 手話通訳実習	1 模擬通訳場面練習①(検査結果説明) 2 模擬通訳場面練習②(保護者会) 3 事例研究とロールプレイ①(担任との個人懇談) 4 事例研究とロールプレイ②(会社の人事課より通訳依頼) 5 事例研究とロールプレイ③(胃痛で受診) 6 事例研究とロールプレイ④(福祉祭りの会議) 7 通訳実習 観察(講演場面) 8 通訳実習 実習(調剤場面) 9 通訳実習 観察(会議場面) 10 通訳実習 実習(会議場面) 11 通訳実習 観察(面接場面) 12 通訳実習 実習(面接場面)	9	6
148	実践	148	148.5	168	168

手話奉仕員及び手話通訳者養成講座  
新テキスト【講義編】構成表

現行テキスト			新テキスト案			
	講義名	時間		講義名	時間	
入門課程	聴覚障害の基礎知識	2	奉仕員養成	聴覚障害の基礎知識	2	
	手話の基礎知識	1		手話の基礎知識	1	
	聴覚障害者の生活	2		聴覚障害者の生活 (DVD教材)	2	
基礎課程	障害者福祉の基礎	2		障害者福祉の基礎	2	
	聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度	2		聴覚障害者活動と聴覚障害者福祉制度	2	
	ボランティア活動	1		ボランティア活動	1	
基本課程	手話通訳の心構え	2		通訳者養成I	手話通訳の心構え	2
	身体障害者福祉概論	1			身体障害者福祉概論	1
	ソーシャルワーク概論	2			ソーシャルワーク概論	2
応用課程	手話通訳の理念と仕事(1)	2	手話通訳の理念と仕事I		2	
	ことばの仕組み	2	ことばの仕組み ・「音声言語」 ・「手話」		2	
	手話通訳者の健康管理	1	手話通訳者登録制度の概要		1	
実践課程	手話通訳の理念と仕事(2)	1	通訳者養成II	手話通訳の理念と仕事II	1	
	聴覚障害児の言語発達			聴覚障害児の言語発達		
	手話通訳者登録制度の概要	1	実践	手話通訳者の健康管理	1	

手話奉仕員及び手話通訳者養成講座

新テキスト・指導書 定価

① 受講者用テキスト

	定 価	備 考
奉仕員 実技+講義 (DVD1枚付)	3,000 円 (税抜・本体価格)	
通訳 I 実技 (DVD付)	2,800 円 (税抜・本体価格)	
通訳 II 実技 (DVD付)	2,800 円 (税抜・本体価格)	
通訳 I II 講義編 (DVDなし)	1,700 円 (税抜・本体価格)	

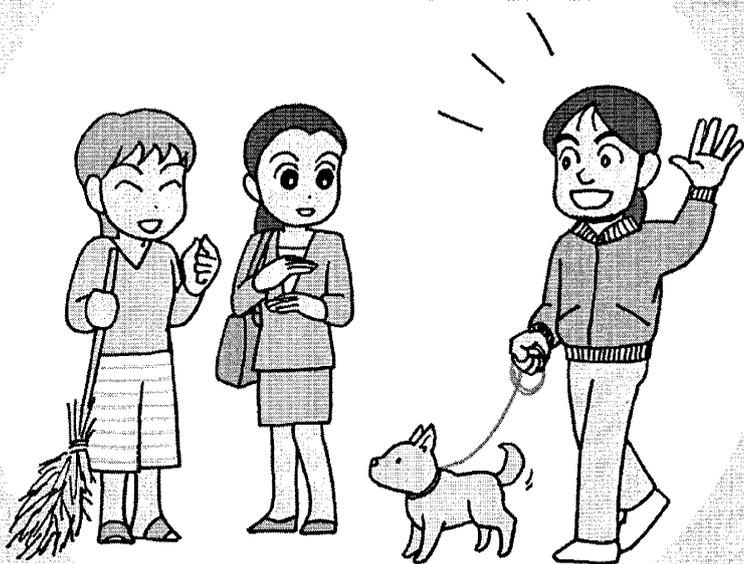
② 指導書

	定 価	備 考
奉仕員 (DVDなし)	2,500 円 (税抜・本体価格)	
通訳 I (DVD付)	3,500 円 (税抜・本体価格)	
通訳 II (DVD付)	3,500 円 (税抜・本体価格)	



手話奉仕員養成テキスト

# 手話を学ぼう 手話で話そう



発行：社会福祉法人 全国手話研修センター  
発売：一般財団法人 全日本ろうあ連盟

厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラム 対応

# 手話奉仕員 指導書



発行：社会福祉法人 全国手話研修センター  
発売：一般財団法人 全日本ろうあ連盟

## 障害者 I T 総合推進事業 都道府県別実施状況 (平成 24 年度実績)

都道府県名	障害者 I T 総合推進事業		備考	都道府県名	障害者 I T 総合推進事業		備考
	○	障害者 I T ホール センター運営事業			○	障害者 I T ホール センター運営事業	
北海道	○			滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県			
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県	○		
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県				高知県	○		
富山県	○			福岡県	○	○	
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県			
長野県	○	○		大分県			
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			地域生活支援事業の社会参加促進事業で視覚障害者向け P C 教室事業実施
三重県	○	○		計	39	26	

# 避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。  
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

## 安否の確認

被災地域の要援護者を確認

## ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

## 関係者との連携

避難所等における活動

## 避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

## 情報の共有

食料・救援物資の配給など

## 機材・物品

共用品・消耗品の手配など

## 視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
 (悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ  
 ・テレビ(解説放送)  
 ・乾電池(ラジオなど) 等

## 聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)  
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。  
 (「手話できます」「耳マーク」の活用)など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。  
 (悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)  
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)  
 ・補聴器用電池 等

## 平成26年度内閣府防災部門予算案

(単位:百万円)

区 分 (主要事項名)	前年度 予算額	26年度 決定案	対前年 増△減額
○ 災害予防	609	716	107
社会全体としての事業継続体制の構築	65	62	△ 3
防災を担う人材の育成、訓練の充実	127	152	25
実践的な防災行動定着のための国民運動〔新規〕	-	97	97
火山防災対策の推進	35	56	21
地区防災計画の全国展開〔新規〕	-	35	35
地震対策の推進	280	262	△ 18
大規模水害対策の推進	27	21	△ 6
防災計画に関する調査・検討	34	10	△ 24
防災ボランティア連携推進	41	21	△ 20
○ 災害応急対応	2,588	2,186	△ 402
中央防災無線網の整備・維持管理等	2,398	1,698	△ 700
災害対応業務標準化の推進〔新規〕	-	33	33
防災情報の収集・伝達機能の強化〔新規〕	-	239	239
民間船舶を活用した医療機能の実証訓練〔新規〕	-	51	51
立川・有明の丘・東扇島施設の維持管理等	179	137	△ 42
愛知県現地災害対策本部設置のための施設整備に必要な設計検討〔新規〕	-	7	7
広域防災拠点整備に係る調査検討	12	11	△ 1
官民が連携した物資調達の仕組み構築検討〔新規〕	-	10	10
○ 災害復旧・復興	1,179	1,208	29
被災者台帳の整備・推進〔新規〕	-	26	26
被災者の住まいのあり方に関する検討	11	13	2
災害時要援護者対策、避難所の運営状況等に関する取組状況調査	20	15	△ 5
円滑な復旧・復興に向けた取組の強化	7	12	5
被災者生活再建支援金補助金	600	600	0
災害救助費等負担金	202	202	0
災害弔慰金等負担金	140	140	0
災害援護貸付金	200	200	0
○ その他	655	1,178	523
第3回国連防災世界会議の開催〔新規〕	-	508	508
国際関係経費	177	190	13
特定地震防災対策施設運営費補助金	251	251	0
その他一般事務処理経費等	226	228	2
<b>合 計</b> (*前年度限りの経費合)	<b>* 5,833</b>	<b>5,288</b>	<b>△ 545</b>

(注)四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

※被災者生活再建支援金補助金(東日本大震災分)96億円、及び 災害救助費等負担金等475億円は、復興庁一括計上。

# 防災を担う人材の育成、訓練の充実①

平成26年度予算案 135百万円(127百万円)

## 事業概要・目的

平成24年7月の中央防災会議「防災対策推進検討会議 最終報告」を踏まえ、国、地方を通じ、防災についての経験のある職員の増加や、災害時における相互補完を目指し、「自然災害に迅速・的確に対応できる人材」、「国・地方のネットワークを形成する人材」の育成を図る。

## 事業イメージ・内容

- 地方公共団体・指定公共機関の防災担当の職員が、内閣府防災でOJT研修や防災に関する研修を受講することで、防災に対する人材を育成し、国と地方の連携強化を図る。
- 国・地方公共団体の職員や、地域の自主防災組織のリーダーとして見込まれる者に対して、「有明の丘基幹的広域防災拠点」を活用した研修や、各地域へ出向いた研修を行い、それぞれの役割に応じて必要とする防災の知見を得るとともに、将来的には、研修内容の標準化などを行い、地方が独自に研修を行えるような環境を整える。
- 国内の大学（防災関係）等と防災に関する協力について具体的に検討するための委員会を設置する。

### 【平成25年度からの変更点】

- 平成25年度の研修によって得られた研修経験や調査の結果をカリキュラムへ反映させる。
- 外国におけるICSや防災組織に関する調査事例を活用して、研修のカリキュラムに反映させる。

## 期待される効果

- 国及び地方において防災のスペシャリストとなる人材が育成される。
- 自然災害に迅速・的確に対応できる人材が育成され、災害対応能力が向上する。
- 研修等を通じて職員間のネットワークが構築され、国・地方公共団体及び地方公共団体相互が緊密に連携した広域的な災害対応が可能となる。
- 国内の大学（防災関係）等と協力することで、災害時には最新の研究成果の提供、人材派遣等の協力を受けやすくなる。

# 実践的な防災行動定着のための国民運動 <<優先課題推進枠>>

平成26年度予算案 97百万円 ※新規

## 事業概要・目的

国民の実践的な防災行動定着のため、知識だけでなく態度の「教育」、防災に関する「情報」の整理統合、「モチベーション（動機）」向上のための取組が重要であるとの認識のもと、以下の施策を展開する。

### ○教育～共有デジタルコンテンツの作成と体験型教育

- 各省庁や地方公共団体、民間団体等様々な主体による既存の防災に関する取組を参考にし、共有デジタルコンテンツを開発する。
- 防災関連の記念日を活用し、津波避難を始め具体的な災害対策について、国民自らが考えるきっかけとなるような訓練・広報イベント等を実施する。

### ○情報～防災関連情報のポータルサイトの開設

- 様々な主体の情報発信と連携を促進するためのポータルサイトを開設・運営し、防災教育を促進する。

### ○動機～防災リーダー育成とモチベーション（動機）向上

- 国民に対する普及啓発のハブとなる人材を全国から選出し、優良事例の共有、モチベーション向上のための表彰、連携の促進などを行うイベントを開催する。
- 広く国民から防災を啓発するアイデアを公募し、表彰することにより、国民自らが防災について考える機会を提供する。

## 事業イメージ・具体例

### 共有デジタルコンテンツ

多様な主体が自由に活用できるデジタルコンテンツを開発・運用

### 津波避難訓練等

国民が津波避難等具体的な災害対策について考える機会の提供

情報格納

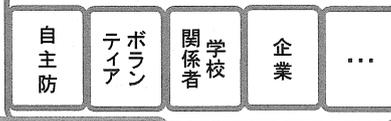
### ポータルサイト

防災に関する情報を網羅的に見ることができ、防災リーダーの情報発信・連携を促進。

情報格納

活用

### 防災リーダー



### 防災リーダー育成の場

モチベーション向上のための表彰、全国の優良事例の共有と連携の促進

### 防災啓発アイデアの表彰

防災について考える機会の提供

発掘

防災教育

防災教育

防災教育

国民

## 期待される効果

- 国民一人一人の実践的な防災行動が定着し、国全体の防災力の向上が期待される。

# 地区防災計画の全国展開

平成26年度予算案 35百万円 ※新規

## 事業概要・目的

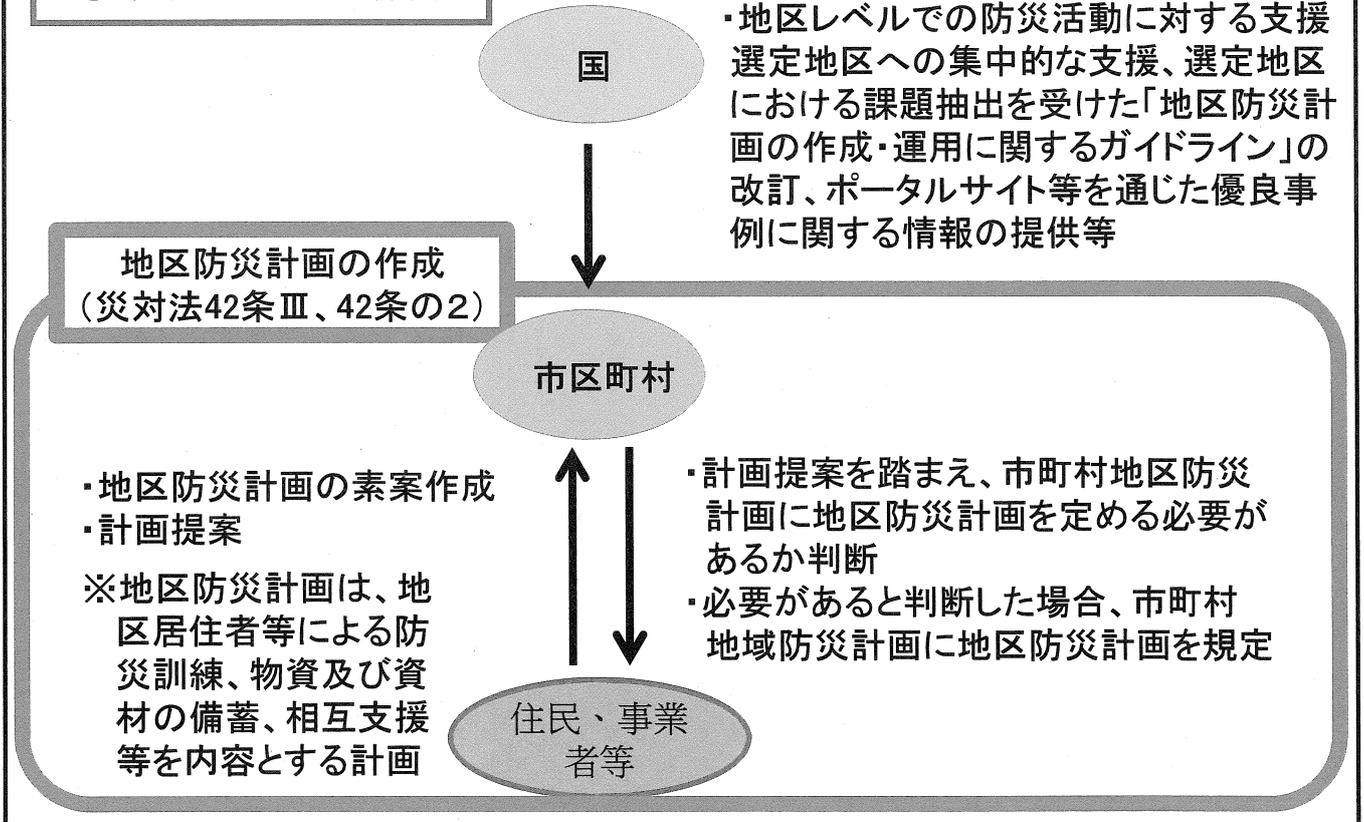
住民や多様な主体の「自助」「共助」の精神に基づく防災活動は、地域防災力の向上の観点から極めて重要。

南海トラフ巨大地震等の大規模広域災害等が発生した場合、住民の避難、避難所の開設・運営等は、「公助」と連携しつつ、地域コミュニティが自ら計画的に行える体制づくりが喫緊の課題。

このため、平成25年災対法改正において、コミュニティレベルで共同して行う防災訓練や住民等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、相互支援等を内容とする地区防災計画制度が規定されたところ（平成26年4月施行予定）。

上記を受け、全国からコミュニティレベルでの防災活動に取り組んでいる地区を選定し、各地区における地区防災計画の作成及びそれに基づく防災訓練を通じて課題を抽出するとともに、優良事例として広くPRすることによって、地区防災計画制度の全国展開を図るための調査を実施。

## 事業イメージ・具体例



## 期待される効果

「自助」「共助」の精神に基づく、地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進。

# 防災ボランティア連携促進

平成26年度予算案 21百万円（41百万円）

## 事業概要・目的

○ 東日本大震災では従前のボランティア環境整備の取組が効果を発揮した一方で、様々な課題や論点が浮き彫りになった。特に、被災地域が広大だったことに起因する広域での連携の重要性が指摘され、地域を超えたボランティア団体等の連携促進が喫緊の課題。



有識者・活動者による「防災ボランティア活動検討会」において、首都直下地震を想定して、中間支援組織の中核機関が機能を喪失する事態への対応、帰宅困難者への対応、企業によるボランティア活動の促進などの課題を整理し、実践的な訓練を通じてその課題解決の方向性を抽出し、対策をまとめる。

## 事業イメージ・具体例

### ○ 防災ボランティアの交流促進

「防災とボランティアの日」に合わせて、多様な主体の「共助」の防災活動の普及啓発を目的として、活動者・支援者による意見交換及び発表会を実施し、ボランティア実践者の裾野を広げる取組を行う。

### ○ 防災ボランティアに係る訓練

有識者・活動者による「防災ボランティア活動検討会」を活用し、平成25年度に実施する南海トラフ巨大地震を想定した広域連携モデル訓練を通じた課題の検討・分析を受け、平成26年度は首都直下地震を想定した訓練を実施し、各地域が自発的に広域訓練を実施可能となるようなモデルを策定し、全国に普及させる。

## 期待される効果

- 大規模災害時に、多様な活動主体が広域で連携できる環境が整備される
- ボランティア活動の実践者の裾野が広がる

盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について  
(平成24年度末現在)

	都道府県	派遣対象 盲ろう者数	通訳・介助員数	介助員に対する 手当額	利用時間の上限
1	北海道	5	66	1,000円/時	有 (240時間/年)
2	青森県	2	17	2,500円/時	有 ( 6時間/日)
3	岩手県	11	125	1,530円/時	無
4	宮城県	10	49	1,200円/時	有 (240時間/年)
5	秋田県	9	22	1,000円/時	有 (240時間/年)
6	山形県	10	55	1,500円/時	無
7	福島県	12	104	1,600円/時	有 ※予算の範囲内で
8	茨城県	7	40	1,670円/時	有 ( 8時間/日)
9	栃木県	14	186	1,500円/時	有 (240時間/年)
10	群馬県	13	61	1,660円/時 1,830円/時(早朝等)	有 (240時間/年)
11	埼玉県	38	112	1,470円/時	有 (400時間/年)
12	千葉県	25	145	1,660円/時	無
13	東京都	105	428	1,500円/時	有 ※予算の範囲内で委託団体が上限設定。
14	神奈川県	54	269	1,550円/時(8時~18時) 1,930円/時(上記以外)	無
15	新潟県	23	111	1,300円/時	有 (240時間/年)
16	富山県	2	30	1,320円/時	無
17	石川県	10	86	1,500円/時	無
18	福井県	16	26	1,670円/時	有 (240時間/年)
19	山梨県	7	42	1,500円/時	有 ( 8時間/日)
20	長野県	5	22	1,530円/時	有 ※予算の範囲内で
21	岐阜県	12	94	1,300円/時	有 (240時間/年)
22	静岡県	33	164	1,530円/時	無
23	愛知県	33	106	1,350円/時	有 (600時間/年)
24	三重県	14	58	1,500円/時	有 (240時間/年)
25	滋賀県	21	109	1,470円/時	有 ( 20時間/月)
26	京都府	29	287	1,500円/時	無
27	大阪府	103	243	1,450円/時	有 (1080時間/年)
28	兵庫県	41	172	1,190円/時	無
29	奈良県	12	35	700円/時	有 (240時間/年)
30	和歌山県	19	95	2,100円/時	有 (240時間/年)
31	鳥取県	8	102	2,500円/時	有 (240時間/年)
32	島根県	22	126	1,670円/時	有 (240時間/年)
33	岡山県	11	104	1,500円/時	有 ( 8時間/回)
34	広島県	25	200	1,700円/時	有 (240時間/年)
35	山口県	18	112	1,230円/時	有 (200時間/年)
36	徳島県	9	50	1,500円/時	有 (240時間/年)
37	香川県	8	108	800円/時	有 (194時間/年)
38	愛媛県	13	103	1,400円/時	有 (240時間/年)
39	高知県	6	34	1,670円/時	無
40	福岡県	23	53	1,200円/時	有 ( 8時間/日)
41	佐賀県	4	15	2,250円/時	有 (買物や趣味での派遣は概ね2回/月)
42	長崎県	27	182	4,000円/回	無
43	熊本県	18	56	1,530円/時	無
44	大分県	10	42	1,530円/時	有 (240時間/年)
45	宮崎県	9	12	1,600円/時	有 ( 8時間/日)
46	鹿児島県	16	23	1,510円/時	有 (200時間/年)
47	沖縄県	19	68	1,540円/時	有 (240時間/年)

941 4749

※広島県、和歌山県は特別支援事業の「盲ろう者社会参加等促進事業」により実施。

(出典) 平成24年度地域生活支援事業費補助金実績報告

障企自発0325第1号  
平成25年3月25日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室長  
(公 印 省 略)

盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について

平成25年4月1日から施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において、地域生活支援事業の都道府県必須事業（大都市等の特例により、指定都市及び中核市も含む。）となる「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」については、これまで地域生活支援事業の都道府県任意事業として実施されてきた。このため、各都道府県において実施する「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の研修時間、研修内容等の養成カリキュラムについては、統一されたものがないという状況であった。

平成25年4月1日から「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」が地域生活支援事業の都道府県必須事業になることから、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修会で使用する「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」（別紙1）及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について」（別紙2）を定めたので、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を実施する際は、本通知の内容を基本に実施されたい。また、関係団体等への周知について、特段の配慮をお願いしたい。

盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム

別紙 1

【必修科目 (42時間)】

養成目標	盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、最低限必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	盲ろう者と1対1での外出(買い物・食事などに伴う外出)などの日常生活上の場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【選択科目 (42時間)】

養成目標	必修科目の研修終了に加えて、盲ろう者向け通訳・介助員の役割・責務などについて理解と知識を深めるとともに、多様なニーズや場面に応じた通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得する。
到達目標	電車、バスなどの公共交通機関の利用を伴う外出や複数の者が参加する講演会、会議などの場面において、必要な通訳・介助を行うことができる。

【必修科目 (42時間)】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項(方法・講師など)
講義	盲ろう者概論	2	盲ろう者の障害の状態や程度、コミュニケーション方法の種類、生活状況等を知り、盲ろう者の現状を理解する。	盲ろう者の人数(全国・各地域) 盲ろうの状態・程度 盲ろうになるまでの経緯 コミュニケーション方法 盲ろう者の地域生活の状況(住居・日中活動・福祉制度)	視聴覚教材などを用い、盲ろう者の全般的な状況について理解できるようにする。
講義 実習	盲ろう疑似体験	2	視覚と聴覚の両方を遮断して行動する体験を通して、その状態・心理面の共感的理解を図るとともに、盲ろう者の支援ニーズや接する際のマナーを理解する。	基本的配慮(名前を言う、放置しない、話にあいづちを打つなど)を学ぶための疑似体験	盲ろう疑似体験セット(※)を用いて盲ろう状態を体験するとともに、受講者が基本的配慮を理解できるように討議や助言などの時間を設ける。
講義	視覚・聴覚障害の理解	2	視覚障害や聴覚障害の状態・程度による見え方、聞こえ方の違いを理解し、それぞれに応じた支援の基本姿勢を理解する。	盲ろう障害の発症原因 視覚障害・聴覚障害の状態・程度 見え方・聞こえ方に応じた配慮	視覚障害疑似体験セット(シミュレーションゴーグル・レンズセット(※))、視聴覚教材などを用い、障害の状態と支援の効果を理解できるようにする。
講義	盲ろう者の日常生活とニーズ	2	盲ろう者の日常生活における課題と、その支援方法を理解する。	盲ろう者の生育歴・障害歴 日常生活における困難 必要としている支援	盲ろう者による講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点(注1)	8	盲ろう者とコミュニケーションを取る際の留意点について、コミュニケーション方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)ごとに理解する。	各種コミュニケーションの方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)と留意点	地域の盲ろう者のニーズやコミュニケーション方法を踏まえ、地域の実情に合わせたコミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろうコミュニケーション実習(注1)	14	盲ろう者とのコミュニケーションを方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)ごとに、最低限必要な技術を習得する。	各種コミュニケーションの方法(触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など)の体験実習	講義「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」の特記事項を踏まえ、盲ろう者とのコミュニケーション体験を中心に組み立てる。
講義	通訳・介助員の心構えと倫理	2	盲ろう者向け通訳・介助員としての盲ろう者への関わり方を理解する。	心構えと倫理(自己決定の尊重、秘密保持など) 対人コミュニケーションの基礎技法(受容・傾聴・共感など)	
講義	盲ろう通訳技術の基本	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするため、情報伝達の技術を理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術(通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整)	
実習	移動介助実習 I(注2)	2	基本的な移動介助を安心・安全に行うことができる技術を習得する。	基本姿勢 場面別基本移動介助技術(狭所・段差)	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 I(注2)	4	基本的な通訳・介助の技術を習得する。	移動中の情報提供の方法も含む 場面別基本通訳・介助技術を想定した実習(第三者が介在しない買い物・食事など)	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
講義	通訳・介助員派遣事業と通訳・介助員の業務	2	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の運用の仕組みやルールについて理解する。	派遣依頼の流れ、報告の方法、トラブル発生時の対応	実施主体の自治体職員、あるいは派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
		42			

【選択科目（42時間）】

形態	教科名	時間数	目的	内容	特記事項（方法・講師など）
講義	盲ろう児の教育と支援	2	盲ろう児の教育における課題とその支援方法について理解する。	盲ろう児の現状 盲ろう児の教育方法 盲ろう児に対する通訳・介助方法	特別支援学校教員、盲ろう児の親、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	高齢盲ろう者の生活と支援	2	高齢の盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	高齢盲ろう者の現状 高齢盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	介護福祉士、地域包括支援センター職員、支援に関わっている盲ろう者向け通訳・介助員などの講演を中心に組み立てる。
講義	他の障害を併せ持つ盲ろう者の生活と支援	2	視覚と聴覚以外の障害（運動機能障害、精神障害など）を併せ持つ盲ろう者の生活における課題と、その支援方法について理解する。	重複盲ろう者の現状 重複盲ろう者に対する通訳・介助支援の方法	理学療法士、精神保健福祉士などの感覚障害以外に関わる専門職の講演を中心に組み立てる。
講義	盲ろう者福祉制度概論	2	盲ろう者が利用する障害者福祉制度や各種事業、地域の社会資源の状況等を理解する。	障害者総合支援法の仕組み 通訳・介助員派遣事業の実情 盲ろう者団体も含めた地域の社会資源の状況	実施主体の自治体職員、あるいは受託団体役職員、派遣事業コーディネーターなどの講演を中心に組み立てる。
講義 実習	盲ろう通訳技術の実際	2	盲ろう者が主体的に自己決定できるようにするための情報伝達の技術を体験的に理解する。	盲ろう者への情報伝達の技術（通訳内容、状況説明、補足説明、事後説明、環境調整）の実習	ロールプレイなどの体験的手法を用いて実施する。
講義 演習	通訳・介助員のあり方	4	盲ろう者向け通訳・介助員として必要な支援技術を習得するとともに、社会福祉従事者としての盲ろう者向け通訳・介助員の役割を理解する。	盲ろう者の心理や通訳場面に応じた盲ろう者向け通訳・介助員の責務	事例検討の手法を用いて実施する。
講義	盲ろう者の通訳技法と留意点 (注1)	6	盲ろう者へ通訳をする際の留意点について、コミュニケーション方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに理解する。	各種コミュニケーション別の通訳方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）と留意点	地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	盲ろう通訳実習 (注1)	8	盲ろう者への通訳を方法（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）ごとに、必要な技術を習得する。	各種コミュニケーション方法ごとの通訳（触手話・弱視手話、指点字・プリスタ、手書き文字、筆記、音声など）の体験実習	盲ろう者への通訳体験を中心に組み立てる。 地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択や時間配分を行う。
実習	移動介助実習 II (注2)	8	応用的な移動介助技術を習得する。	場面別応用移動介助技術（エスカレーター、電車・バスなどの公共交通機関の利用）を想定した実習	盲ろう者に対する移動介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
実習	通訳・介助実習 II (注2)	6	応用的な通訳・介助技術を習得する。	場面別応用通訳・介助技術（第三者が介在する買い物、申請、面接、会議などの場面）を想定した実習	盲ろう者に対する通訳・介助の実習を行う。人数的に困難な場合、ロールプレイにより実習を行う。
		42			

※別紙2「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項」の「3 研修会で必要な機材について」参照。

## 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会開催における留意事項等について

盲ろう者向け通訳・介助員の養成は、「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム（以下「養成カリキュラム」という。）」に基づき、必修科目 42 時間、選択科目 42 時間、合計 84 時間程度の研修が必要であり、最低でも必修科目 42 時間を実施する必要がある。

しかし、盲ろう者のコミュニケーション方法は、多種多様であり、これらすべてのコミュニケーション方法を盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会（以下「養成研修会」という。）のみで習得するのは、現実的に困難である。また、盲ろう者への通訳・介助は、個々の盲ろう者の障害の程度、障害の受障時期、成育歴等によって、支援ニーズが異なってくる。

このため、養成カリキュラムは、盲ろう者向け通訳・介助員を養成するに当たって、1 年間で実施しうる時間数、また、必要と考えられる科目、内容を示したものであり、これを基に地域の実情に合った指導内容を編成されたい。

なお、養成研修会開催の際は、下記に留意して、指導内容の編成、受講者の募集、既存の講習会等の活用等を検討されたい。

### 記

#### 1 指導内容を編成する際の留意事項

盲ろう者向け通訳・介助員養成研修においては、必修科目の 42 時間と、選択科目の 42 時間、総計 84 時間実施することを推奨する。

必須科目は、盲ろう者とコミュニケーションが取れる、必要最低限の通訳技能を身につける、移動介助ができる（概ね、各地域で実施されている盲ろう者友の会等の交流会での通訳・介助ができる）ようになることを目標として、42 時間の研修を実施をする。

具体的には、必修科目 42 時間を修了した者については、最低限、持ち合わせているコミュニケーション方法（手話、要約筆記、点字等。これら特別な講習が必要な技術を持ち合わせていない者は、手書き文字や音声）を使用し、盲ろう者と日常的なコミュニケーションや通訳ができるようになることを目標に指導内容を編成されたい。

選択科目は、必修科目 42 時間に加え、選択科目の中から、地域の実情に応じた科目を組み入れることとなるが、全ての科目を選択しての実施が推奨される。

なお、養成カリキュラムの教科名に（注 1）及び（注 2）を付したのものについては、次の点に留意されたい。

#### 【（注 1）を付した教科について】

必修科目の「盲ろう者のコミュニケーション技法と留意点」及び「盲ろうコミュニケーション実習」、選択科目の「盲ろう者の通訳技法と留意点」及び「盲ろう通訳実習」については、以下の点に留意するとともに、地域の実情に合わせて、コミュニケーション方法の選択、時間配分等の調整を行うものとする。

① コミュニケーション方法は多種多様に渡ることから、地域のニーズを踏まえた上で

カリキュラムを編成する。(例：派遣依頼件数の多いコミュニケーション方法に重点的に時間を配分するなど。)

- ② 一つのコミュニケーション方法(例：触手話・指点字等など)について、例えば講義1時間、実習2時間といった編成が通例であるが、講義・実習の両方を合わせて1コマで実施することも有効である。
- ③ 多岐に渡るコミュニケーション方法について、コミュニケーション実習を行いながら理解することが望ましいが、時間数の制約等で多種のコミュニケーションを取り上げることによって、通訳・介助員として活動する最低限のコミュニケーション手段すら身につかない場合などは、すべてを実習によるものとせず、概論の時間などで紹介するなどの方法を取る。
- ④ コミュニケーション方法の選択・時間配分等の調整によって、時間を短縮できる場合は、地域の実情に応じて選択科目の中から、より多くの選択科目の研修実施について検討されたい。

【(注2) を付した教科について】

- ① 必修、選択科目に共通する「移動介助実習」及び「通訳・介助実習」は、通訳・介助の実践を踏まえたものであり、相互に密接に関連することから、それぞれの時間配分については、地域の実情に応じて検討されたいが、両科目を組み入れることを推奨する。
- ② 派遣事業登録盲ろう者との交流を図るプログラムの実施を積極的に行うこと(指導内容の一部として、盲ろう者友の会主催の定例の交流会への出席を盛り込むなど、実際に盲ろう者と触れ合う機会を取り入れること)も検討されたい。
- ③ 講師については、養成カリキュラムの特記事項にない限り、盲ろう者や通訳・介助員、受託団体職員などが、内容や地域の実情などを踏まえて担当する。講師の選定にあたっては、国立障害者リハビリテーションセンター学院主催「盲ろう者向け通訳・介助員指導者養成研修会」(旧「盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会」)、社会福祉法人全国盲ろう者協会主催「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」(厚生労働省委託事業)の研修修了者の活用も検討されたい。

## 2 受講者募集及び既存の講習会等の活用について

受講者募集に当たっては、その地域での通訳・介助員の充足度によるが、一般的にはその数は不足していることを考慮すると、特段の条件(例：手話通訳、要約筆記、点訳等の経験、ガイドヘルパー有資格者など)を設けずに、広く募集することを推奨する。

この場合、既存の手話講習会、要約筆記講習会、点訳講習会、ガイドヘルパー養成研修会等を並行して(またはその後)活用することも望ましい。

一方で、手話の習得には相当の時間を要すること、手話通訳ができるようになるには更に時間を要する(手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について(平成10年7月24日障企第63号障害保健福祉部企画課長通知)では、手話奉仕員の養成に80時間、

手話通訳者の養成に90時間となっている)ことから、これらの養成研修会の修了者を対象に募集することは、手話の技能はもちろん、手話をコミュニケーション手段とする盲ろう者理解の面でも有効であると考えます。また、要約筆記奉仕員、要約筆記者の各養成研修会の修了者、点訳経験者などにも、対象者の理解においては同様のことがいえる。

そのような場合は、受講者の有する知識・経験等に応じて、手話コース、点字コースに分けるなどの方策も有効であると考えます。また、年ごとに内容を変えて(例：手話コースと点字コースを隔年で設けるなど)実施すること等も検討されたい。

### 3 研修会で必要な機材について

用具・器具		目的
視覚障害疑似体験セット (シミュレーションゴーグル・レンズセット)		屈折異常、白濁、視野狭窄などを人工的に再現する視覚障害体験用シミュレーションレンズを、専用のゴーグルに取り付けて装着する
疑似体験セット	アイマスク	見えない状態にするために装着する
	ティッシュペーパー	衛生を保つため、アイマスクの下に挟む
	携帯型音楽プレイヤー (MP3プレイヤー)	聞こえない状態にするため、ホワイトノイズ音を発生させる
	ヘッドホン	聞こえない状態にするため、ヘッドホンを通してノイズ音を聞く
	耳栓	聞こえない状態にするため、また、聴覚をノイズ音から保護するために装着する

### 4 養成研修会における受講者向けテキストについて

現時点で入手可能な養成研修会における受講者向けのテキストとしては、以下が挙げられるので参考にされたい。

- 『盲ろう者への通訳・介助－「光」と「音」を伝えるための方法と技術』  
全国盲ろう者協会編著 [平成20年(2008) 読書工房]
- 『盲ろう者の移動介助－盲ろう者にとっての安心・安全な移動介助方法とは』  
前田晃秀著 [平成20年(2008) 東京盲ろう者友の会]
- 『知ってください 盲ろうについて』  
東京盲ろう者友の会編 [平成22年(2010)]
- 『指字ガイドブック～盲ろう者ところをつなぐ』  
東京盲ろう者友の会編著 [平成24年(2012) 読書工房]

# 障害者スポーツの支援体制について

- ①平成26年度から移管する事業
- ②従来からの文部科学省の事業  
(平成26年度の新規事業を含む。)
- ③引き続き厚生労働省が行う事業

※計数は26年度予算額

考え方	厚生労働省	文部科学省
障害者アスリート等への支援 (スポーツの振興としての支援)		メダル獲得に向けたマルチサポート戦略事業【2,834,069千円の内数】 ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業【658,559千円の内数】 パラリンピックに向けた強化・研究活動拠点に関する調査研究【22,435千円】 JSC運営費交付金(競技性の高い障害者スポーツ支援に関する基盤構築事業) 【5,274,804千円の内数】 JSC研究施設整備費補助金【682,875千円の内数】
スポーツの振興としての支援		① 日本障害者スポーツ協会補助【1,012,377千円】 パラリンピック等世界大会への派遣 (総合国際競技大会派遣等事業) 障害者スポーツの裾野を広げる取組 (障害者スポーツ振興事業) 選手の育成強化 (総合国際競技大会指定強化事業) 全国障害者スポーツ大会の開催 (全国障害者スポーツ大会開催事業) 【55,000千円】
障害者スポーツの裾野を広げる取組	② 健常者と障害者のスポーツ・レクリエーション活動連携推進事業【103,967千円】 障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究【12,026千円】 体育活動における課題対策推進事業【80,703千円の内数】 スポーツにおけるボランテニア活動活性化のための調査研究【49,676千円の内数】	③ 地方公共団体等が実施する障害者スポーツ大会、各種スポーツレクリエーションの開催等(地域生活支援事業) 【地域生活支援事業462億円の内数】 障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備(国立リハビリテーションセンター) 【14,404千円】

(資料2-10)

## 第14回全国障害者スポーツ大会「長崎がんばらんば大会」概要

- 1 会 期 平成26年11月1日(土)～3日(月・祝)
- 2 愛 称 「長崎がんばらんば大会」
- 3 スローガン 「君の夢 はばたけ今 ながさきから」  
選手の夢、スタッフの夢、みんなの夢が、平和の象徴である鳩のように  
空高く羽ばたいて実現するように、との願いを込めている。
- 4 主 催 文部科学省、(公財)日本障害者スポーツ協会、長崎県、長崎市、佐世保市、  
島原市、諫早市、大村市、長与市、時津町  
社会福祉法人長崎県社会福祉協議会、  
一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会、  
一般社団法人長崎県手をつなぐ育成会、社団法人長崎県知的障がい者福祉協会、  
長崎県精神障害者団体連合会、長崎県精神障害者家族連合会、  
長崎県障害者スポーツ協会、公益財団法人長崎県体育協会
- 5 後 援 厚生労働省、公益財団法人日本体育協会、社会福祉法人全国社会福祉協議会、  
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会、  
財団法人日本知的障害者福祉協会、公益社団法人日本精神保健福祉連盟、  
財団法人JKA、社団法人日本医師会 ほか
- 6 特別協賛 大同生命保険株式会社
- 7 開閉会式 開会式 日時：11月1日(土) 10:00～11:53  
場所：長崎県立総合運動公園陸上競技場  
閉会式 日時：11月3日(月・祝) 15:30～16:43  
場所：長崎県立総合運動公園陸上競技場
- 8 実技競技 個人競技(6競技) 陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サントテーブルテニスを含む)  
フライングディスク、ボウリング  
団体競技(7競技) バスケットボール、車椅子バスケットボール、ソフトボール  
フットベースボール、グラントソフトボール、バレーボール、サッカー  
オープン競技(2競技) ふうせんバレーボール、視覚障害者ボウリング

## 9 会 場

### ○個人競技・団体競技

実施競技等		開催期日	会場名	
個人 競 技	陸上競技	11月1日(土)～3日(月・祝)	長崎県立総合運動公園陸上競技場	
	水泳	11月1日(土)～3日(月・祝)	長崎市民総合プール	
	アーチェリー	11月2日(日)	佐世保市総合グラウンド陸上競技場	
	卓球(サウンドテーブル テニスを含む。)	11月1日(土)～2日(日)	大村市体育文化センター	
	フライングディスク	11月1日(土)～3日(月・祝)	長崎市総合運動公園かきどまり 陸上競技場	
	ボウリング	11月1日(土)～2日(日)	マリンスポーツセンターマリンボウル	
団 体 競 技	バスケットボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	三菱重工総合体育館	
	車椅子バスケットボール	11月1日(土)～2日(日)	長崎県立総合体育館	
	ソフトボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	大村市総合運動公園運動広場	
	フットベースボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	とぎつ海と緑の運動公園	
	グランドソフトボール	11月1日(土)～3日(月・祝)	長与総合公園運動公園広場	
	バレーボール	身体	11月1日(土)～2日(日)	諫早市中央体育館
		知的	11月1日(土)～3日(月・祝)	島原復興アリーナ
		精神	11月1日(土)～2日(日)	佐世保市体育文化館
サッカー	11月1日(土)～3日(月・祝)	島原市営平成町多目的広場		

### ○オープン競技

実施競技	開催期日	会場名
ふうせんバレーボール	11月2日(日)	長崎市民体育館
視覚障害者ボウリング	11月1日(土)～2日(日)	長崎ラッキーボウル

「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会  
(愛称：あいサポート アートとっとりフェスタ)」の概要

1 目 的

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活を豊かにするとともに、国民及び県民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。

2 大会内容(案)

- ① 美術・文芸作品の展示
- ② 舞台芸術の発表
- ③ 講演会・シンポジウムの開催
- ④ セミナー・ワークショップの開催
- ⑤ 音楽・舞踏等イベントの開催
- ⑥ バリアフリー映画の上映
- ⑦ 障がい福祉事業所の製品の展示販売

3 主 催

厚生労働省、鳥取県、鳥取市

4 期 間

平成26年7月12日(土)～11月3日(月・祝)

5 会 場

とりぎん文化会館、鳥取県立博物館ほか県内各地

## 障害者文化芸術活動支援事業(概要)

### 障害者の美術活動支援モデル事業の実施

平成26年度予算案 1. 0億円 (新規)

障害者の芸術活動支援拠点に関するモデル事業を、3年を目処に全国5カ所程度で実施する。

障害者の芸術活動の支援の在り方等について、次に掲げる事業のノウハウを蓄積し、その成果をもとに更なる芸術活動の推進を図る。

事業内容：

- (1) 障害者及びその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動を支援する者への支援
  - ・ 出展機会、著作権等の権利保護等に関する相談支援
  - ・ 適切に支援できる人材を育成(著作権等の権利保護、創作活動)
- (2) 障害者の優れた芸術作品の展示等の推進
- (3) 関係者のネットワーク構築

実施主体： 社会福祉法人、その他法人格をもつ団体。

(資料2-13)

## 国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称

「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)

2. 所在地

大阪府堺市南区茶山台1-8-1

3. 施設規模

地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)

4. 主な施設内容

多目的ホール

[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]

宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]

大・中・小研修室

バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)

レストラン(50席)

駐車場

5. 障害者のための特別な機能

大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール

館内自動音声案内設備

広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室

文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備

光点滅式避難誘導設備 等

6. 主な事業

障害者芸術・文化活動支援事業

国際交流事業

災害支援ボランティアリーダー養成研修事業

障害関係福祉情報等提供事業

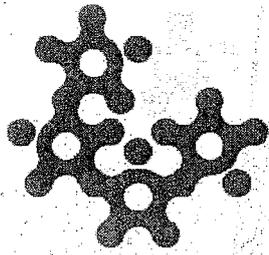
7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先

TEL : 072-290-0900

FAX : 072-290-0920

URL : <http://big-i.jp>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

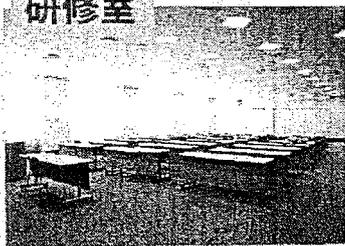


# ビッグアイ

## 国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

研修室



大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

多目的ホール

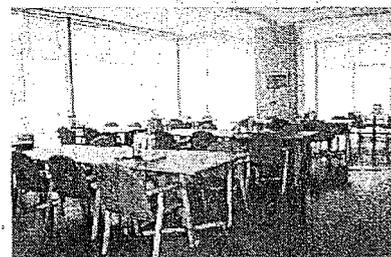


約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

宿泊室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン ぐらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp  
〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

## 手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：人)

都道府県名	第25回試験		都道府県名	第25回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
北海道	26	6	滋賀県	7	0
青森県	14	1	京都府	17	4
岩手県	4	1	大阪府	56	11
宮城県	5	4	兵庫県	45	12
秋田県	6	2	奈良県	5	0
山形県	4	1	和歌山県	15	2
福島県	15	2	鳥取県	5	2
茨城県	10	2	島根県	0	0
栃木県	8	3	岡山県	9	2
群馬県	9	1	広島県	18	10
埼玉県	72	17	山口県	10	3
千葉県	26	5	徳島県	4	0
東京都	211	38	香川県	6	0
神奈川県	76	17	愛媛県	18	4
新潟県	13	1	高知県	0	0
富山県	3	1	福岡県	38	6
石川県	12	0	佐賀県	7	0
福井県	2	0	長崎県	10	3
山梨県	4	1	熊本県	13	1
長野県	13	6	大分県	6	1
岐阜県	5	1	宮崎県	14	1
静岡県	24	5	鹿児島県	15	3
愛知県	30	5	沖縄県	7	1
三重県	12	4	合計	929	190

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

## 〔再掲〕政令指定都市別受験者数・合格者数

(単位：人)

都道府県名	第25回試験		都道府県名	第25回試験	
	受験者数	合格者数		受験者数	合格者数
札幌市	10	4	名古屋市	10	0
仙台市	4	4	京都市	10	4
さいたま市	8	2	大阪市	9	6
千葉市	1	0	堺市	6	0
横浜市	39	10	神戸市	13	2
川崎市	5	1	岡山市	4	1
相模原市	2	0	広島市	5	4
新潟市	4	0	北九州市	4	0
静岡市	4	1	福岡市	6	4
浜松市	2	0	熊本市	0	0
			合計	146	43

# 身体障害者補助犬法の概要

(平成14年5月29日 法律第49号)

## 第一章 総則

- 【目的】 良質な身体障害者補助犬の育成、身体障害者補助犬使用者の施設利用の円滑化  
→身体障害者の自立及び社会参加
- 【定義】 補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の定義

## 第二章 身体障害者補助犬の訓練

- 【訓練事業者の義務】 良質な身体障害者補助犬の育成義務、医療機関等との連携義務、再訓練の実施義務

## 第三章 身体障害者補助犬の使用に係る適格性

- 【補助犬使用者の義務】 使用者は身体障害者補助犬の行動を適切に管理

## 第四章 施設等における身体障害者補助犬の同伴等

- 【補助犬同伴拒否の禁止】 国等、公共交通事業者等、不特定かつ多数の者が利用する施設における同伴拒否の禁止
- 【被雇用者の補助犬同伴拒否の禁止】 従業員56人以上の民間企業における同伴拒否の禁止 ※2
- 【やむを得ない場合の同伴拒否】 施設等に著しい損害を与える場合等、やむを得ず同伴拒否を認める規定
- 【表示】 補助犬である旨の表示義務

## 第五章 身体障害者補助犬に関する認定等

※盲導犬については、当分の間、第五章の規定は適用されない(附則第2条)。

- 【法人の指定】 厚生労働大臣による「認定の業務を行う」法人の指定
- 【法人の業務】 身体障害者補助犬とするため育成された犬の認定

## 第六章 身体障害者補助犬の衛生の確保等

- 【身体障害者補助犬の衛生確保】 補助犬使用者の予防接種、健診等の受診義務

## 第七章 雑則

- 【苦情窓口設置】 都道府県、指定都市、中核市における苦情窓口の設置 ※1

## 第八章 罰則

- 【罰則規定】 指定法人に対し、厚生労働大臣への虚偽報告等に対する罰則

(資料2-16)

○施行日 平成14年10月1日  
○一部改正 平成19年12月5日  
施行日:平成20年4月1日(※1)  
施行日:平成20年10月1日(※2)

Welcome!



ほ じ ょ 犬

ブック  
もっと知ってBOOK

SPコード



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## もっと知って「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」

「ほじょ犬(身体障害者補助犬)」は、目や耳や手足に障害のある方の生活をお手伝いする、「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。

きちんと訓練され管理も行われているので、社会のマナーも守れますし、清潔です。だからこそ、人が立ち入ることのできるさまざまな場所に同伴できます。

ほじょ犬は身体に障害のある方の自立と社会参加に欠かせません。ほじょ犬のことをもっと知って、ほじょ犬ユーザーとほじょ犬を社会の仲間として受け入れてください。



## ほじょ犬の種類



### 盲導犬

目の見えない人、見えにくい人が街なかを安全に歩けるようにサポートします。障害物を避けたり、立ち止まって曲がり角を教えたりします。ハーネス(綱輪)をつけています。

### 聴導犬

音が聞こえない、聞こえにくい人に、生活の中の必要な音を知らせます。玄関のチャイム音・FAX着信音・赤ちゃんの泣き声などを聞き分けて教えます。「聴導犬」と書かれた表示をつけています。



### 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活動作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、着脱衣の介助などを行います。「介助犬」と書かれた表示をつけています。

## ほじょ犬ユーザーとほじょ犬はどこでも一緒

ほじょ犬の同伴については、「身体障害者補助犬法」で、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

●ほじょ犬の同伴を受け入れる義務があるのは以下の場所です。

- ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
- ・公共交通機関(電車、バス、タクシーなど)
- ・不特定かつ多数の人が利用する民間施設  
商業施設、飲食店、病院、ホテルなど
- ・事務所(職場)  
国や地方公共団体などの事務所  
従業員50人以上の民間企業



●ほじょ犬の同伴を受け入れる努力をする必要があるのは以下の場所です。

- ・事務所(職場)  
従業員50人未満の民間企業
- ・民間住宅



## ほじょ犬はきちんとしつけられ、健康です

ほじょ犬のユーザーは、責任をもってほじょ犬の行動を管理し、ほじょ犬の体を清潔に保ち、健康に気を配っています。

- ほじょ犬は、ユーザーが指示した時に、指示した場所でしか排泄しないように訓練されています。
- ほじょ犬は、ユーザーの管理のもとで待機するよう訓練されています。
  - ・レストランなど、飲食店では……  
食事が終わるまで、テーブルの下などで待機します。
  - ・ホテルや旅館など、宿泊施設では……  
上がり口や部屋の隅で待機します。
  - ・電車、バス、タクシーなど、公共交通機関では……  
シートなどを汚さないように、足もとで待機します。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどでほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。



## 仕事中のほじょ犬への接し方

ほじょ犬ユーザーがハーネスや表示をつけたほじょ犬を同伴している時、ほじょ犬は「仕事」中です。

- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気を引く行為をしないようにしましょう。
- ほじょ犬に食べ物や水を与えないようにしましょう。  
ユーザーは与える食事の量や水の量、時刻をもとに犬の排泄や健康の管理をしています。



### お問い合わせ先

- ほじょ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先  
各都道府県・指定都市・中核市の障害福祉担当課
- 身体障害者補助犬法等の関係法令や通知・ほじょ犬ホームページ  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>  
厚生労働省ホームページ「行政分野ごとの情報」内「障害者福祉」  
→「分野別施策情報」内「身体障害者補助犬」

### ほじょ犬

## ほじょ犬の受け入れ施設の方へ



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- ほじょ犬の同伴を受け入れる際に他のお客様から苦情がある場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。
- ほじょ犬が道路をふさいだり、周りのにおいを嗅ぎ回ったり、その他、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴していても、ほじょ犬ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、まずは声をかけたり、筆談をしたりコミュニケーションをとってください。

### ほじょ犬

## 身体障害者補助犬法の概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする法律です(法第1条)。
  - 身体障害者補助犬は、認定を受けた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称です(法第2条)。
  - 身体障害者補助犬は、犬種、認定番号、認定年月日等を記載した表示をつけています。また、補助犬使用者が施設等を利用する際には、補助犬の健康管理に関する記録、補助犬認定証などの補助犬であることを証明する書類を携帯し、関係者の請求があればこれを提示しなければなりません(法第12条)。
  - 以下の施設等では、施設等に著しい損害が発生し、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、補助犬の同伴を拒むことはできません(法第7条、第8条、第9条、第10条)。
    - ・国や自治体が管理する公共施設、電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
    - ・飲食店、商業施設、病院等の不特定かつ多数の方が利用する施設
    - ・従業員50人以上の民間事業所(職場)
- ※( )内の「法」は、身体障害者補助犬法のことです。

Welcome!



ほじょ犬

[医療機関向け]

もっと知ってBOOK



SPコード

## ほじょ犬受け入れにご理解を!

ほじょ犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)は、「身体障害者補助犬法」に基づいて認定されており、障害のある方とともに社会参加することが認められています。

ほじょ犬の同伴は、人が立ち入ることのできるさまざまな場所で受け入れるよう義務づけられており、病院・診療所・クリニックなどのすべての医療機関も例外ではありません。

ほじょ犬は、障害のある方のパートナーであり、ペットではありません。「犬だから」という理由で受け入れを拒否しないでください。

犬は不衛生だから困る?

他の患者さんに迷惑!?

医療機関にも受け入れ義務があります!

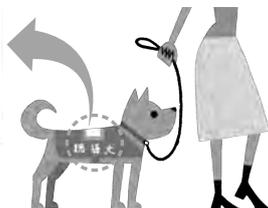
SPコード



## 衛生面や行動の管理も万全です

ほじょ犬の衛生管理と健康管理はユーザーの義務です。特別な訓練を受けているので、社会のマナーも守り、迷惑をかけることはありません。

- ほじょ犬は、ユーザーが指示したときに、指示した場所でしか排泄しないように訓練されています。
- ユーザーは、ブラッシングやシャンプーなどで、ほじょ犬の体を清潔に保ち、予防接種や検診を受けさせるよう努めています。
- ほじょ犬には表示をつけることが義務づけられているので、ペットと違うことが一目わかります。ユーザーも、認定証(使用者証)とほじょ犬の健康管理手帳を携帯しています。

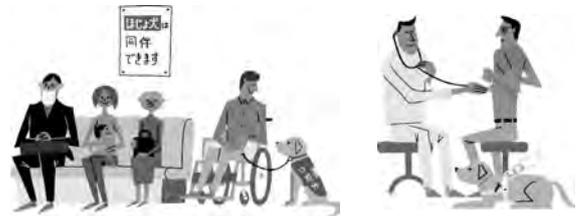


〇〇犬	
認定番号	
認定年月日	
犬種	
認定を行った指定法人の名称	
指定法人の住所及び連絡先	

## 院内での受け入れについて

病院内での受け入れ範囲は、病院の構造、他の来院患者の病態や特性などによって画一的に決められるものではないと思われませんが、原則として、他の患者や利用者と同様に、待合室、検査室、診察室、病室などに受け入れることを前提として考えてください。

また、受け入れられない区域を設ける場合は、ほじょ犬ユーザーが分かるよう、ていねいに説明してください。



障害者差別解消法\*が施行されます。

平成28年4月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されます。

◎「不当な差別的取扱いの禁止」とは

障害があるということだけで、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されます。

◎「合理的配慮」とは

障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

上記の具体的な内容については、今後、基本方針や対応要領、対応指針で示していきます。

\*「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」  
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#sabetsukaisyo>

## 受け入れ体制づくりのヒント

- 受け入れ体制を徹底するために、研修などを実施して全ての職員に周知してください。
- ホームページや病院案内、掲示板などで情報を公開することで、ユーザーは受診などに向けて事前に確認して準備することができます。
- 施設出入口にほじょ犬のステッカーや掲示板に啓発ポスターを掲示するなど、日頃より病院の方針を表明することにより、他の来院者のほじょ犬に対する理解を得られます。



ご理解とご協力をお願いします

〇〇〇〇病院

告知ポスターイメージ

受け入れのポイントをまとめました！

「身体障害者補助犬ユーザーの受け入れを円滑にするために～医療機関に考慮していただきたいこと～」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/html/a08.html>  
厚生労働省ホームページ>「政策について」>「障害者福祉」>「施策情報」>「身体障害者補助犬」>「いろんな場所で会おうね。ほじょ犬」>「身体障害者補助犬法—ほじょ犬」

## ほじょ犬

## ほじょ犬 & ユーザーへの対応



- ほじょ犬は、ユーザーの指示に従い待機することができるので、特別な設備は必要ありません。
- 仕事中のほじょ犬には、話しかけたり、じっと見つめたり、勝手に触ったりして気をひく行動をしないようにしましょう。
- ほじょ犬が通路をふさいだり、周りにのをおいを嗅ぎ回るなど、何か困った行動をしている場合は、そのことをほじょ犬ユーザーにはっきり伝えてください。
- ほじょ犬を同伴していても、ユーザーへの援助が必要な場合があります。ほじょ犬ユーザーが困っている様子を見かけたら、声をかけたり、筆談をしてコミュニケーションをとってください。
- ほじょ犬の同伴について、他の患者から苦情があった場合は、「身体障害者補助犬法」で受け入れ義務があること、ほじょ犬の行動や健康の管理はユーザーが責任をもって行っていることを説明し、理解を求めてください。

## ほじょ犬

### 事例

## こうして受け入れています【1】

横浜市立大学附属市民総合医療センター

以前、通院中だった肢体不自由者の患者さんが介助犬を利用されることになりました。それにあたって、「身体障害者補助犬法」に関する情報機関に相談しながら、『院内受け入れマニュアル』を作成。さらに、講師（医師）によるスタッフ向けセミナーを開催しました。

受け入れ準備のポイントは、①院内スタッフへの周知徹底とマニュアル作成 ②同伴可能区域と同伴不可区域（レントゲン室・ICUなど）をはっきりさせておくこと ③何か問題があった際の対応窓口を明確に周知徹底することです。

当センターで、介助犬同伴で使用した場所は、待合室・内科診察室・リハビリテーション室・食堂・売店・入院個室・入院病棟面談室などです。介助犬同伴通院の大きなトラブルはありません。

（診察風景撮影協力：横浜市立大学附属病院）



外来の待合室では、ほじょ犬の同伴について、モニターで情報発信。（市民総合医療センター）



診察室では、じゃまにならないよう介助犬は足もとで待機。（附属病院）

### 事例

## こうして受け入れています【2】

木更津クリニック（透析医療機関）

かねてから通院中だった患者さんから「盲導犬取得をしたいので、同伴での通院許可のお願い」がありました。まずは訓練事業者から資料を取り寄せ、訓練士との面談を経て、通院同伴上の問題は無いと判断し、盲導犬取得のタイミングを組み込んだ治療スケジュールを作成しました。

事前にスタッフと他の患者さんにも説明し、アレルギーがある方や犬嫌いの方は申し出てもらうようにしました。他の患者さんへの配慮として一番奥のベッドを指定しましたが、それは犬が落ち着ける環境にもなったようです。

気をつけたことは動線の清掃の徹底でしたが、特に汚れがひどくなることもなく、受け入れてみれば心配していたことはまったく問題になりませんでした。

現在は2代目の盲導犬を同伴されていますが、1代目同様、院内のアイドル的存在になっています。



透析室では、透析が終わるまで盲導犬はベッドの横でおとなしく待機。



\*写真はすべてご本人の了解を得て掲載しています。



関東相 第24号  
平成26年2月25日

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 企画課  
自立支援振興室長 殿

総務省 関東管区行政評価局  
総務部 首席行政相談官



身体障害者補助犬法の広報活動及び担当窓口の活動について  
(参考連絡)

当局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づく、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行っています。

平成25年5月、長野県内の行政相談委員から、以下のような行政相談委員意見（注）の提出がありました。

「盲導犬を使用している方から、身体障害者補助犬法が制定されて10年が経つ現在まで、飲食店等で入店・利用を拒否されることが何回もあったとの話を聞いた。また、連れてくる犬が盲導犬であることを説明しても理解してもらえないのが現状とのことである。身体障害者補助犬使用者が安心して生活を送ることができるよう、制度の周知・啓発方法を改めるべきではないか。」

（注） 総務大臣が委嘱する行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条に基づき、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるとされている。

この意見について、当局が管轄する1都9県の自治体における身体障害者補助犬法担当窓口（以下「担当窓口」という。）の活動状況および各自治体に居住する身体障害者補助犬使用者の意見・要望等を聴取するとともに、民間有識者を構成員とする関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博氏 埼玉県立大学理事長、埼玉県経営者協会特別顧問）において意見を聴取する等により検討いたしました。

その結果、「担当窓口がどこで何をやっているかを知らない」という身体障害者補助犬使用者の回答が当局のアンケート調査において約4割あったという事、

また、身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法の趣旨を踏まえ、管内担当窓口は、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等との連携を密にして、身体障害者補助犬使用者が安心して快適に生活を送ることができるように各種取組を行う必要があるとの意見であり、当該意見を参考にして業務の改善を図ることが適当であるとの結論に至りましたので、当局における身体障害者補助犬使用者のアンケート調査結果、担当窓口に対する聴取結果で得られた推奨事例及び推進会議の意見を別添の通り管内の自治体に参考連絡を致しました。貴室におかれましても、当該参考連絡文の内容を踏まえ、今後の身体障害者補助犬制度の啓発業務の参考としていただきたく御連絡致します。

関東相 第24号  
平成26年2月25日

(別添送付先一覧参照) 殿

総務省 関東管区行政評価局  
総務部 首席行政相談官

身体障害者補助犬法の広報活動及び担当窓口の活動について  
(参考連絡)

当局では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づく、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあつせんを行っています。

平成25年5月、長野県内の行政相談委員から、以下のような行政相談委員意見（注）の提出がありました。

「盲導犬を使用している方から、身体障害者補助犬法が制定されて10年が経つ現在まで、飲食店等で入店・利用を拒否されることが何回もあったとの話を聞いた。また、連れてくる犬が盲導犬であることを説明しても理解してもらえないのが現状とのことである。身体障害者補助犬使用者が安心して生活を送ることができるよう、制度の周知・啓発方法を改めるべきではないか。」

（注） 総務大臣が委嘱する行政相談委員は、行政相談委員法（昭和41年法律第99号）第4条に基づき、総務大臣に対して、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を述べることができるとされている。

この意見について、当局が管轄する1都9県の自治体における身体障害者補助犬法担当窓口（以下「担当窓口」という。）の活動状況及び各自治体に居住する身体障害者補助犬使用者の意見・要望等を聴取するとともに、民間有識者を構成員とする関東管区行政評価局行政苦情救済推進会議（座長：利根忠博氏 埼玉県立大学理事長、埼玉県経営者協会特別顧問）において意見を聴取するなどにより検討いたしました。

その結果、「担当窓口がどこで何をやっているかを知らない」という身体障害者補助犬使用者の回答が当局のアンケート調査において約4割あったという事等から、身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法の趣旨を踏まえ、管内担当窓口は、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等との連携を密にして、

身体障害者補助犬使用者が安心して快適に生活を送ることができるように各種取組を行う必要があり、当局における身体障害者補助犬使用者のアンケート調査結果、担当窓口に対する聴取結果で得られた推奨事例等を参考にさせていただくことが適当であるとの結論に至りましたので、業務の参考にさせていただきよう御連絡致します。

## 記

### 1 身体障害者補助犬法の目的・概要

身体障害者補助犬法(平成14年5月29日法律第49号。以下「法」という。)は、身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り、身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として制定されたものである。法第9条では、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、施設等の利用者が著しい損害を受けるおそれがある等のやむを得ない場合を除き、当該施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないことと規定されており、飲食店や旅館等についても、当該条文により原則として入店を拒否することはできないこととなっている。

また、法第25条および第26条において、身体障害者又は不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、都道府県知事(指定都市及び中核市の場合は当該市長)に対し、補助犬の同伴又は使用に関する苦情を申し出ることができると定められており、これに基づき各都道府県、指定都市等には補助犬法担当窓口が設置されている。

都道府県知事(もしくは指定都市等の長)は、苦情の申出があったときは、その相談に応ずるとともに、当該苦情に係る身体障害者又は施設等管理者に対し、必要な助言、指導等を行うほか、必要に応じて関係行政機関の紹介を行うこととされている。

さらに、法第23条において、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならないと定めている。

### 2 身体障害者補助犬使用者のアンケート調査結果及び担当窓口の活動状況

本件委員意見を受けて、当局管内の各自治体に居住する身体障害者補助犬使用者に対し、アンケート調査を実施したところ、担当窓口がどこで何をや

っているのかを知らないという回答が約4割あり、補助犬についての普及啓発活動にもっと力を入れてほしいとの意見等が寄せられた（添付資料1参照）。

そこで、当局管内1都9県の12箇所（指定都市等を含む）の担当窓口について、その窓口における活動状況について聴取したところ、10箇所の担当窓口においては、身体障害者補助犬に関する苦情や相談のために担当窓口を利用しやすくするよう、窓口の業務として相談や苦情を受け付けていることをホームページや広報誌等で明示している。一方で、2箇所の担当窓口においては、その窓口の業務として相談や苦情を受け付けていることをホームページや広報誌等で明示していなかった。

さらに、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等と連携して効果的と考えられる広報・周知活動を行っているという回答した自治体が6箇所存在した（添付資料2参照）。

### 3 行政苦情救済推進会議の意見

「担当窓口がどこで何をやっているかを知らない」という身体障害者補助犬使用者の回答が当局のアンケート調査において約4割あったという事から、身体障害者の施設等の利用の円滑化を図り身体障害者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的とする法の趣旨を踏まえ、管内担当窓口は、飲食店事業者等の指導を所管する保健所等他の行政機関等との連携を密にして、身体障害者補助犬使用者が安心して生活を送ることができるように各種取組を行う必要がある。

## 1 身体障害者補助犬使用者に対するアンケート調査結果

関東管内1都9県に居住する身体障害者補助犬使用者に対し、アンケート調査を実施したところ、地域の補助犬法担当窓口について、どこにあるのか、何をやっているのかを知らないと回答した者は24名中10名であった。また、入店拒否等トラブルにあった場合に補助犬法担当窓口にご相談したと回答した者は、24名中8名で、そのうち3名からは窓口の対応が積極的でなく不十分である、という意見が寄せられた。

さらに、補助犬法担当窓口に対する意見・要望としては、次のようなものが挙げられた。

- ・ 相談に応じる部署を明確に周知してほしい。窓口を知らない補助犬使用者が多い。
- ・ 職員の中には、補助犬法を十分に理解していない者がおり、きちんと研修してほしい。
- ・ 補助犬の普及・啓発活動にもっと力を入れてほしい。
- ・ 障害者との共生について、学校教育などにおいて、もっと学習の機会を増やして、障害者について正しく理解してほしい。

## 2 身体障害者補助犬法担当窓口における活動状況

### ○ 担当窓口における聴取結果

関東管内1都9県の12箇所（指定都市等を含む）の担当窓口について、その窓口における活動状況について聴取したところ、10箇所の担当窓口においては身体障害者補助犬に関する苦情や相談のために担当窓口を利用しやすくするよう、窓口の業務として相談や苦情を受け付けていることをホームページや広報誌等で明示している。一方で、2箇所の担当窓口においては、その窓口の業務として相談や苦情を受け付けていることをホームページや広報誌等で明示していなかった。

### ○ 広報・周知活動の推奨事例

補助犬に関する広報活動をどのように行っているか、特に効果的であったと考えられる活動事例を聴取したところ、保健所等、他の行政機関等と連携して効果的と考えられる広報・周知活動を行っているとは回答した担当窓口が6箇所存在した。これらの活動を推奨事例として、以下、紹介する。

活動内容	重複回答あり
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所新任職員研修において補助犬法の説明・周知、マニュアル等配布</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所を通じて、新規の飲食店の営業許可申請時及び更新時にリーフレットを配布</li> </ul>	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健所の協力を得て、「食品衛生責任者補習講習会」において資料配布</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関関連業務対応県職員へのマニュアル提供</li> </ul>	1
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種イベント時に補助犬の説明や盲導犬のデモンストレーションを実施</li> </ul>	2
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の広報ラジオ、都広報テレビ番組で補助犬に関する番組を放送</li> </ul>	2

## 送付先一覧

自治体	担当課長	住所
埼玉県	障害者福祉推進課長	〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
さいたま市	障害福祉課長	〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号
川越市	障害者福祉課長	〒350-8601 埼玉県川越市元町1丁目3番地1
茨城県	保健福祉部障害福祉課長	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6
栃木県	障害福祉課長	〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20
宇都宮市	障がい福祉課長	〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5
群馬県	健康福祉部障害政策課長	〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
前橋市	障害福祉課長	〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
高崎市	障害福祉課長	〒370-8501 群馬県高崎市高松町35番地1
千葉県	健康福祉部障害福祉課長	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉市	障害者自立支援課長	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
船橋市	障害福祉課長	〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
柏市	障害福祉課長	〒277-8505 千葉県柏市柏5丁目10番1号
東京都	福祉保健局 障害者施策推進部 自立生活支援課長	〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

神奈川県	障害福祉課長	〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
横浜市	障害福祉課長	〒231-0017 神奈川県横浜市中区港町1-1
川崎市	障害福祉課長	〒210-8577 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地
相模原市	障害福祉課長	〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2-11-15
横須賀市	障害福祉課長	〒238-8550 神奈川県横須賀市小川町11
新潟県	障害福祉課長	〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟市	障がい福祉課長	〒951-8550 新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1
山梨県	福祉保健部障害福祉課長	〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
長野県	障害者支援課長	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野市	障害福祉課長	〒380-8512 長野県長野市大字鶴賀緑町1613番地